

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 1 健康
 (1) 概要

健康は人間活動の基盤であり、国民福祉の基礎的要件である。

公衆衛生行政も単に従来の行政施策を踏襲するのみではなく、国民生活をめぐる諸事情の変化や保健需要の多様化に対応し、地域に密着した保健サービスを提供するための新たな進展を図る必要がある。

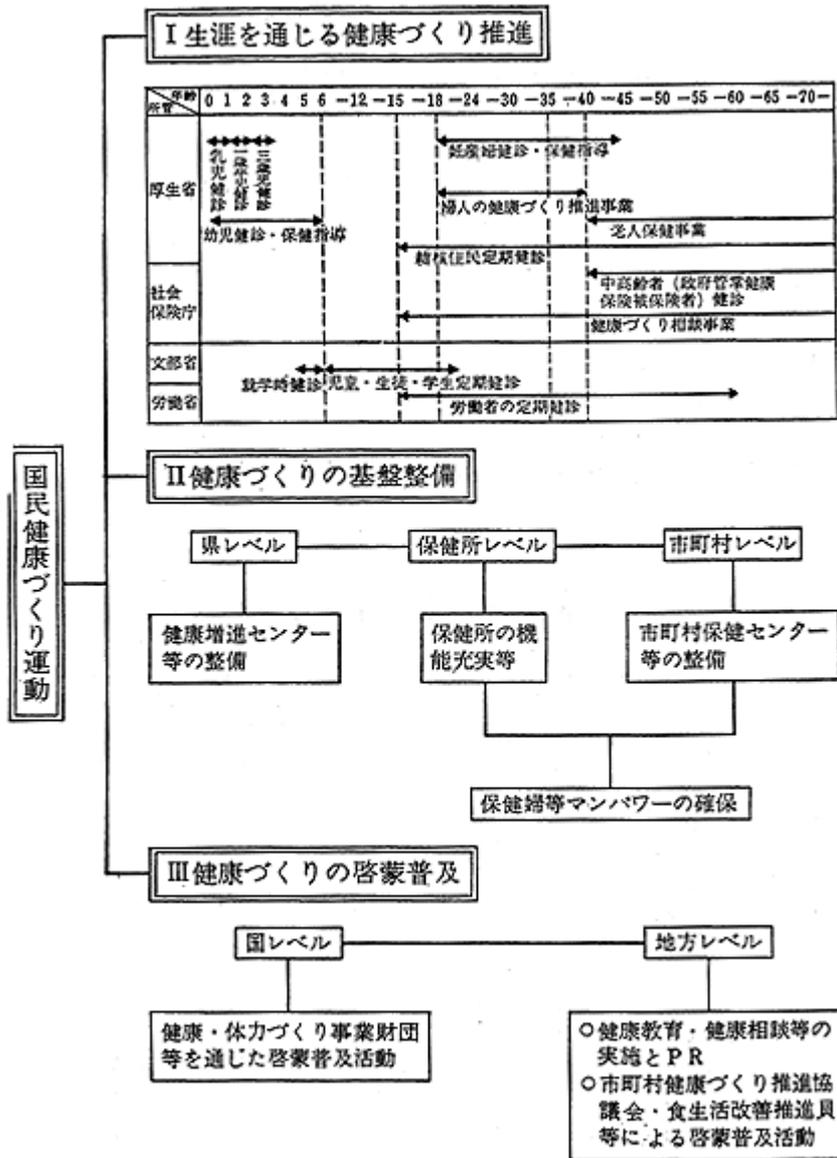
栄養素摂取量の年次推移

栄養素摂取量の年次推移

(1人1日当たり)

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
エネルギー kcal	2,096	2,184	2,210	2,188	2,084
たん白質 g	69.7	71.3	77.6	80.0	77.9
うち動物性 g	24.7	28.5	34.2	38.9	39.2
脂肪 g	24.7	36.0	46.5	52.0	52.4
うち動物性 g	9.2	14.3	20.9	27.4	27.2
炭水化物 g	399	384	368	337	313
カルシウム mg	389	465	536	550	535
鉄 mg	13	—	—	13.4	13.1
ナトリウム g (食塩換算)	—	—	—	14.0	13.0
ビタミン A IU	1,180	1,324	1,536	1,602	1,576
ビタミン B ₁ mg	1.05	0.97	1.13	1.11	1.16
ビタミン B ₂ mg	0.72	0.83	1.00	0.96	1.01
ビタミン C mg	75	78	96	117	107

資料：厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」



指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 1 健康
 (2) 地域保健

保健所,市町村保健センターの概要

保健所,市町村保健センターの概要

	保 健 所	市町村保健センター
根 拠 法 令	保健所法	公衆衛生局長通知
設 置 主 体	都道府県, 政令市(30市), 特別区	市町村
設 置 数	855か所	391か所
組 織	所長(医師)の下に総務課, 普及課, 予防課, 衛生課等3~5課が置かれている。	特になし (通常, 市町村の衛生部局の一部となっている。)
主 な 職 員	医師, 歯科医師, 薬剤師, 獣医師, 保健婦, 栄養士, 衛生検査技師等	保健婦等
業 務 内 容	<p>○成人病対策, 母子保健対策等について, 市町村に対し, 指導, 協力をを行うほか一般に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的に行うべきサービス ・専門的技術を要するサービス ・多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービスに重点を置く。 <p>○環境衛生, 食品衛生, 公害等の対物衛生サービスを行う。</p>	<p>○地域住民に密着した成人病, 母子保健等の対人保健サービスを行う。</p>

(注) 設置数は, 昭和57年3月31日現在の数である。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

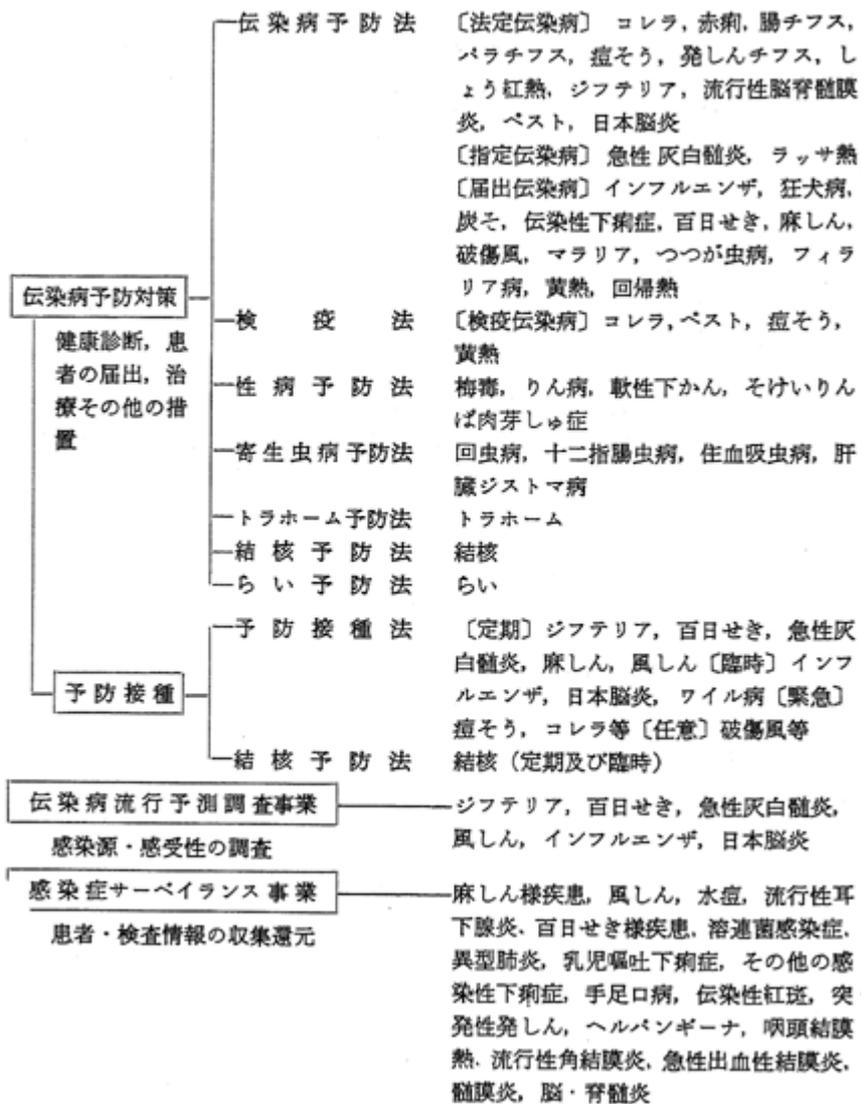
III 保健医療及び生活環境

1 健康

(3) 感染症対策

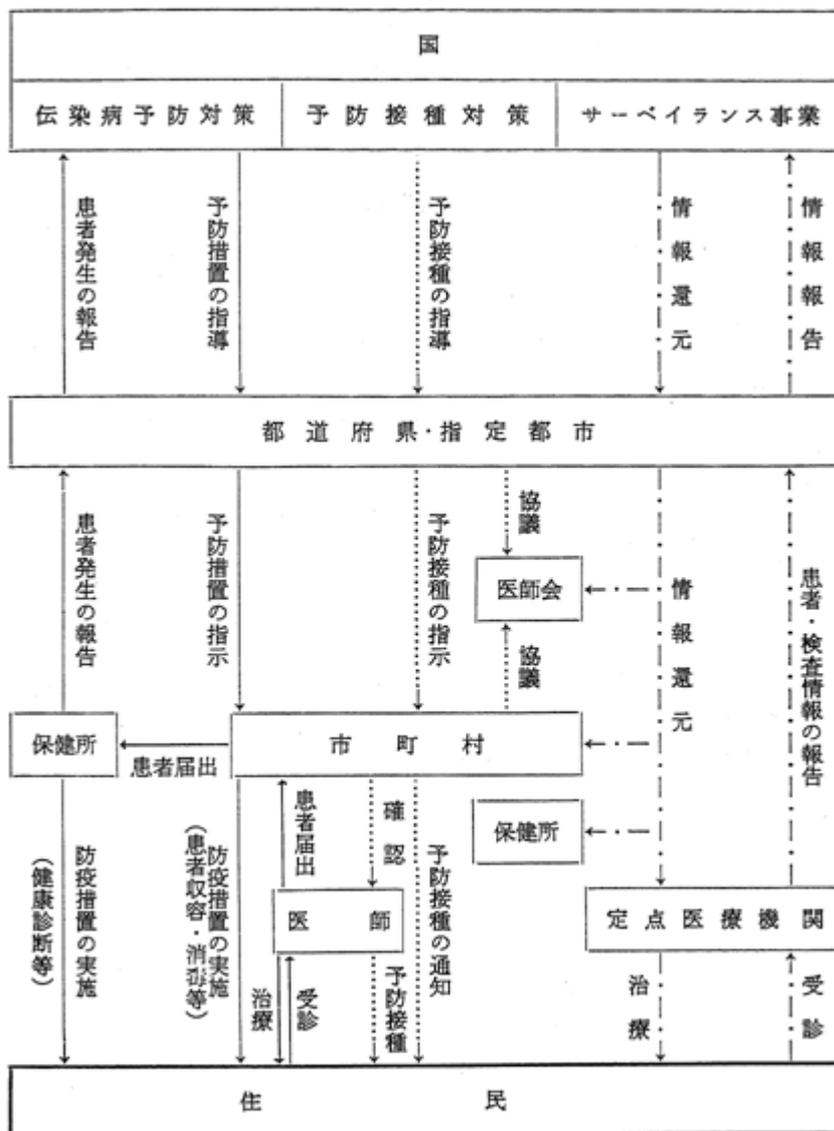
1) 概要

① 概要



2) 組織

② 組 織



(注) 本図は伝染病予防法, 予防接種法, 感染症サーベイランス事業についてのものである。

3) 予防接種健康被害救済制度

予防接種の実施に伴い, 医師等の関係者に過失がない場合においても, 極めてまれにはあるが不可避免的に異常な副反応がみられることにかんがみ, これらの健康被害者の救済のため, 昭和51年6月に予防接種法の改正により, 法に基づく健康被害救済制度を設け, 各種の給付を行ってきている。

予防接種健康被害認定者数

予防接種健康被害認定者数

給付の種類	給付の内容	予防接種の種類と認定者数(人)					計
		種痘	DPT	ポリオ	インフルエンザ	その他	
医療費	自己負担相当額						
医療手当	25,100~27,100円(月額)	40	30	7	33	64	174
障害児養育年金	30,100~93,500円(〃)	100	13	46	8	27	194
障害年金	94,800~193,200円(〃)	91	—	17	6	21	135
死亡一時金	12,000,000円						
葬祭料	97,000円	6	3	1	3	3	16
	計	237	46	71	50	115	519

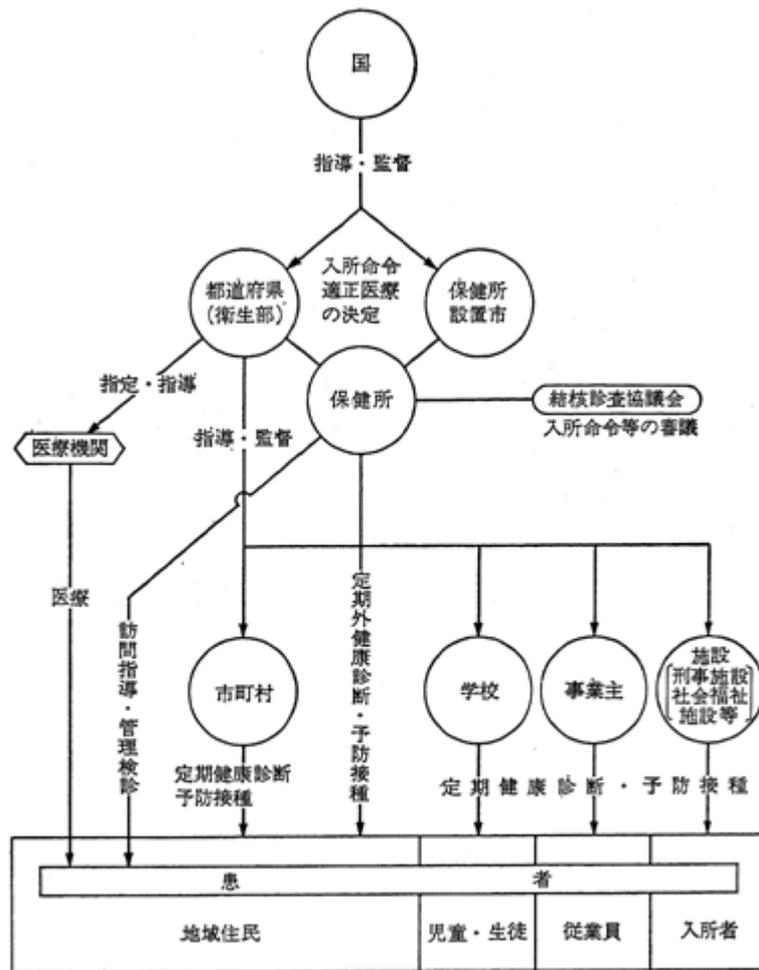
(注) 認定者数は、予防接種法等に基づき昭和57年3月31日までに認定された該当者数である。

DPT:百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 1 健康
 (4) 結核

結核患者は、年々減少しているが、今なお約7万人の新規患者が発生する最大の伝染病である。このため診断治療技術の進歩、まん延状況の変化に対応しつつ、健康診断、医療、患者管理等の予防対策を推進していく必要がある。

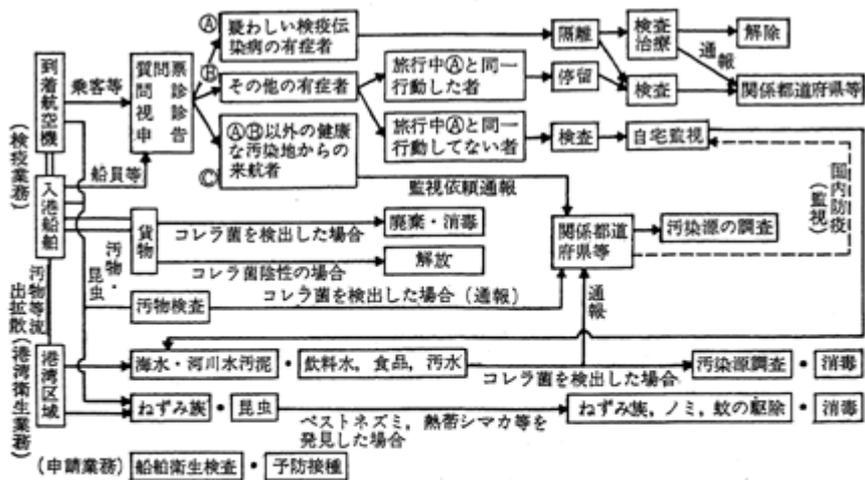


(注) 昭和56年・死亡者数 5,693人(人口10万人対死亡率 4.9)
 ・新規発生患者数 65,867人(人口10万人対罹患率 55.9)

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 1 健康
 (5) 検疫

国内に常在しない検疫伝染病(コレラ、ペスト、痘そう及び黄熱)が船舶、航空機を介して国内に侵入することを防止するため、船舶、航空機に対する検疫、申請に基づく検査、消毒等の業務及び港湾地域の衛生措置等を行っている。



(注) 昭和56年の検疫実績

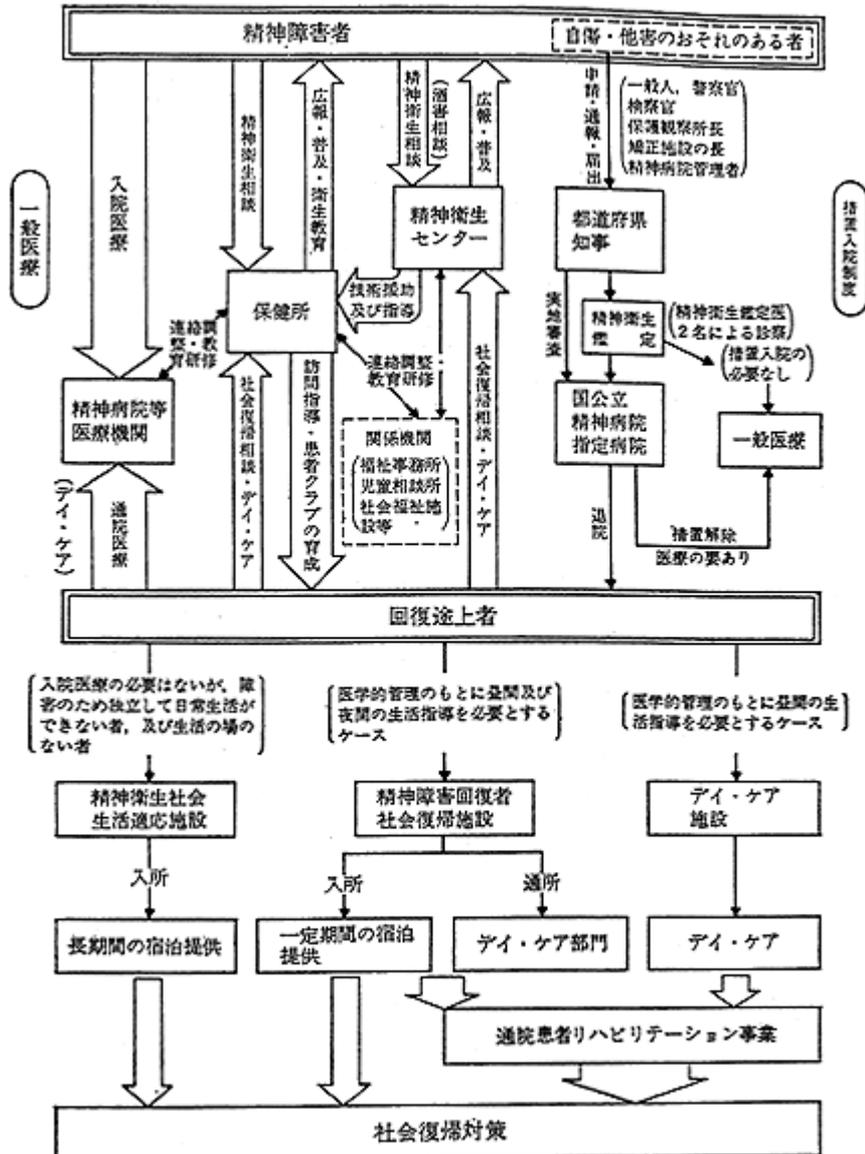
検疫船舶数	乗船者数	検疫航空機数	塔乗者数
43,623隻	1,124,727人	39,455機	7,192,380人

検疫所数：海港 81か所、空港 13か所(支所、出張所を含む。)

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 1 健康
 (6) 精神衛生

(6) 精神衛生

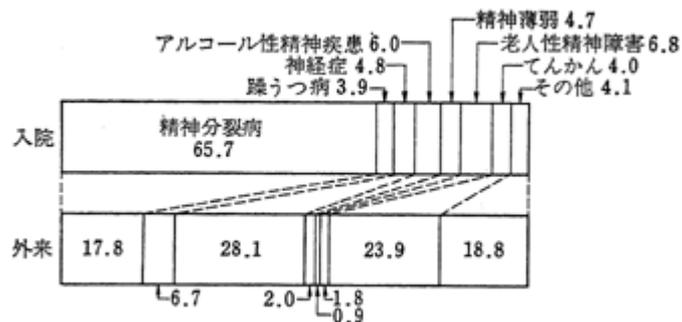


(注) このほか、一般住民に対し、保健所、精神衛生センターを中心に、精神衛生に関する啓蒙普及活動が実施されている。

入院・外来別受療者の疾病別割合

入院・外来別受療者の疾病別割合(%)

(昭和56年)



(注) 厚生省統計情報部「患者調査」から作成

精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の年次推移

精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の年次推移(各年12月末)

年次	精神病床数 床	入院患者数 人	措置患者数 人	外来患者年間延数 千人
昭和42年	172,950	183,260	65,370	2,761
45	247,265	250,328	76,532	4,978
50	278,079	278,793	63,888	6,576
56	308,554	309,450	45,764	7,647

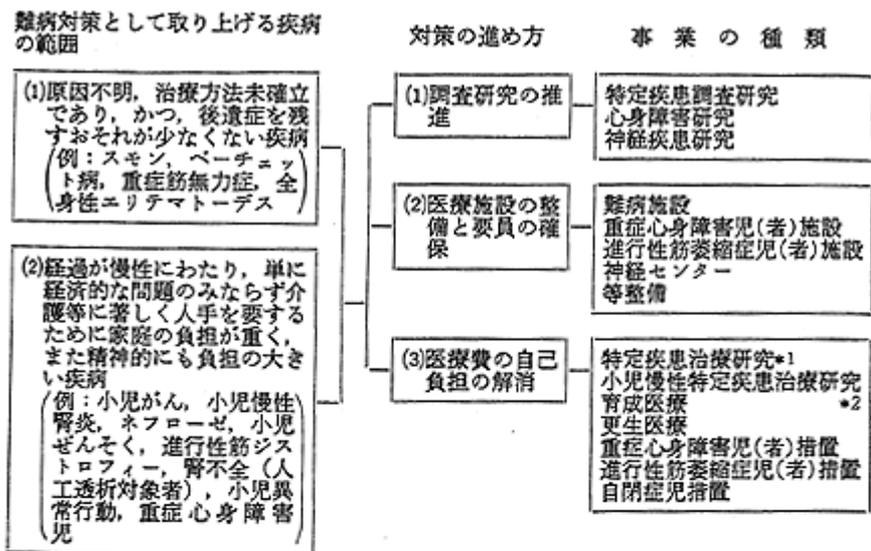
資料：措置患者数は厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

その他は、厚生省統計情報部「病院報告」

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 1 健康
 (7) 難病対策

昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づいて、関係局課が各々の所管に応じて、体系的に種々の事業を進めている。



*1 特定疾患治療研究対象疾患(昭和57年10月現在)

1. パーチェット病	14. ビュルガー病
2. 多発性硬化症	15. 天抱瘡
3. 重症筋無力症	16. 脊髄小脳変性症
4. 全身性エリテマトーデス	17. クロウン病
5. スモン	18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎
6. 再生不良性貧血	19. 悪性関節リウマチ
7. サルコイドーシス	20. パーキンソン病
8. 筋萎縮性側索硬化症	21. アミロイドーシス
9. 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	22. 後縦靭帯骨化症
10. 特発性血小板減少性紫斑病	23. ハンチントン舞蹈病
11. 結節性動脈周囲炎	24. ウィリス動脈輪閉塞症(新規)
12. 潰瘍性大腸炎	
13. 大動脈炎症候群	

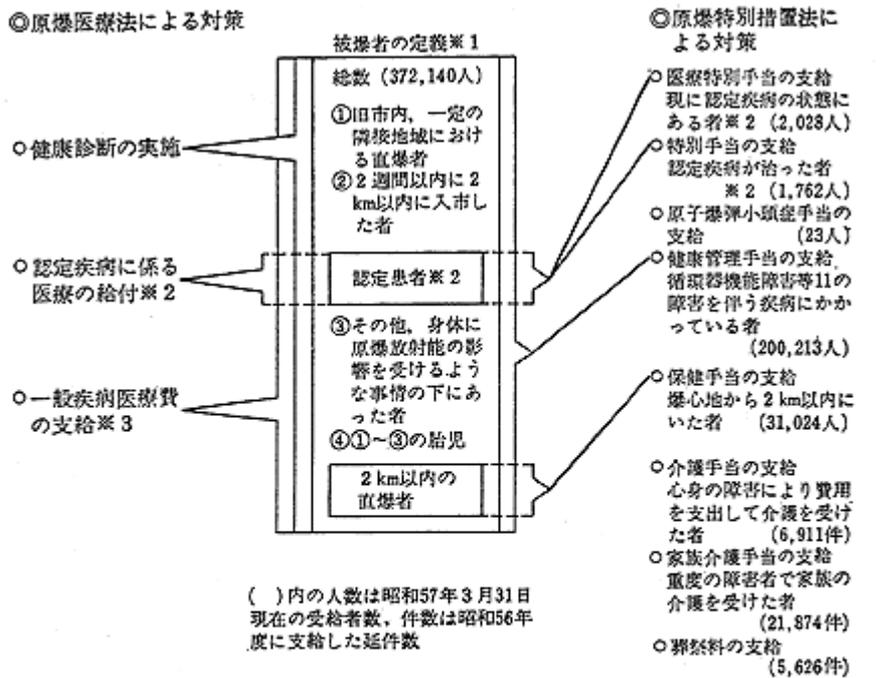
*2 小児慢性特定疾患の対象疾病

悪性新生物
慢性腎疾患
ぜんそく
慢性心疾患
内分泌疾患
膠原病
糖尿病
先天性代謝異常
血友病等血液疾患

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
III 保健医療及び生活環境
1 健康
(8) 原爆被爆者対策

(8) 原爆被爆者対策



- *1 被爆者とは、①～④に該当するとして、都道府県知事（広島市、長崎市については市長）から被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。
- *2 認定患者とは、傷病が原爆の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者をいい、当該傷病を認定疾病という。
- *3 一般疾病医療費の支給とは、認定疾病以外の傷病について、医療保険等一般の医療保障制度でカバーできない部分について、被爆者に対し、厚生大臣が支給するものである。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

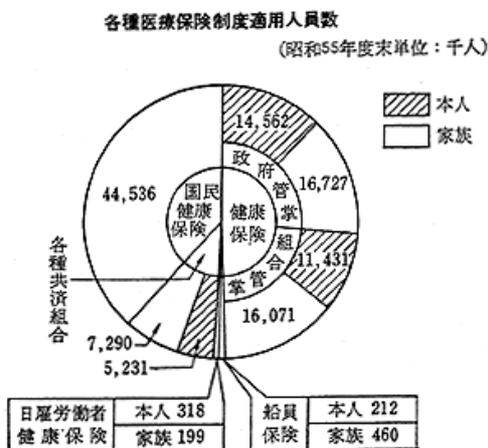
2 医療保険

(1) 概要

我が国では、すべての国民が何らかの医療保険の対象となる国民皆保険の体制が、昭和36年4月より実施されている。

医療保険制度を大きく分けると、被用者保険(被保険者は被用者自身であるが、この被用者に扶養される者も保険の対象である。)と、一般地域住民を対象とする地域保険とになる。

各種医療保険制度適用人員数



厚生省保険局調べ

医療保険制度の現況

医療保険

制度の現況

被保者	制度名	被保険者	保険者	医療給付			現金給付		財源	
				療養の給付	家族療養費	高額療養費	傷病手当金 出産手当金 分べん費等	保険料率	国庫負担	
										10割 (一部負担あり)
健康保険	政府管掌健康保険	健康保険組合の設立されていない事業所(主に中小企業)の被用者	国	10割 (一部負担あり)	入院8割 外来7割	(注)自己負担 5万1千円 (ただし、昭和57年12月 までは 4万5千円) 低所得者は 1万5千円 超過分	傷病手当金 出産手当金 分べん費等	8.5% 特別保険料 1.0% (昭56.11~)	給付費の 16.4%	
	組合管掌健康保険	健康保険組合の設立されている事業所の被用者	健康保険組合 1,703	10割 (同上)	入院8割 外来7割 (附加給付あり)	同上 超過分	同上 (附加給付あり)	7.947% (全組合平均 昭和55年度)	給付費の補助 15億円 (昭和57年度)	
	船員保険	船員(一定の船舶に乗り組む者)	国	10割 (同上)	入院8割 外来7割	同上	同上	8.2% (昭57.4~)	給付費の補助 27億円 (昭和57年度)	
	日雇労働者健康保険	日雇労働者 { 日々雇用される者 2か月以内の期間を定めて 雇用される者等	国	10割 (同上)	7割	自己負担 3万9千円 超過分	同上	特1級日額 20円 1級日額 60円 8級日額 660円	給付費の35% 他に定額 6億円 (昭和57年度)	
各種共済	国家公務員共済組合	国家公務員	25共済組合	10割 (同上)	入院8割 外来7割 (附加給付あり)	健康保険 と 同じ	同上 (附加給付あり)	6.05~ 11.85% (昭56.4~)	なし	
	地方公務員等共済組合	地方公務員	54共済組合							
	公共企業体職員等共済組合	国鉄、専売公社、電々社の役職員	3共済組合							
	私立学校教職員共済組合	私立学校の教職員	1共済組合							
地域保険	国民健康保険	被用者保険の対象以外の者 (農業従事者、自営業者、建設業従事者、 医師、小規模事業所の被用者等)	市町村 3,272 国民健康 保険組合 169	7割 (世帯主、世帯員とも) (給付率を引き上げること ができる)	自己負担 5万1千円(ただし、昭和57 年12月まで 4万5千円) 低所得者は 3万9千円 超過分	助産費 葬祭費 育児手当金等 (ただし、任意給付)	—	医療費の45% 他に臨時財政 調整交付金等 医療費の25~ 40%他に臨時 調整補助金等		

(注) 70歳以上の者、65歳以上70歳未満のひとり暮らし老人等については、3万9千円

国民医療費の動向

国民医療費の動向

	昭和35年度	40	45	50	54	55
国民医療費(億円)	4,095	11,224	24,962	64,779	109,510	119,805
一人当たり国民医療費(千円)	4.4	11.4	24.1	57.9	94.3	102.5
国民総生産に対する国民医療費の割合(%)	2.53	3.35	3.32	4.27	4.93	5.01
国民所得に対する国民医療費の割合(%)	3.09	4.22	4.10	5.26	6.16	6.18

負担区分別医療費の年次推移

負担区分別医療費の年次推移

(単位：億円、%)

	推 計 額			構 成 比		
	昭和50年度	54	55	昭和50年度	54	55
国民医療費	64,779	109,510	119,805	100.0	100.0	100.0
公費負担	8,471	13,931	14,752	13.1	12.7	12.3
保険者等負担	47,933	83,049	91,839	74.0	75.8	76.7
医療保険	46,541	80,366	88,986	71.8	73.4	74.3
被用者保険	30,262	49,707	54,389	46.7	45.4	45.4
被保険者	17,584	27,550	30,313	27.1	25.2	25.3
被扶養者	12,678	22,158	24,075	19.6	20.2	20.1
国民健康保険	16,280	30,658	34,598	25.1	28.0	28.9
その他	1,391	2,684	2,852	2.1	2.5	2.4
患者負担	8,375	12,530	13,215	12.9	11.4	11.0

資料：厚生省統計情報部「国民医療費」

(注) 1. 「国民医療費」は、傷病の治療に対して支出した費用を中心に推計したものであり、正常分娩費、健康診断、予防接種の費用は含んでいない。なお、室料差額、歯科差額は計上していない。

2. 「公費負担」は、公費諸制度によって給付される額である。

国民医療費と老人医療費の推移

国民医療費と老人医療費の推移

(単位：億円、%)

年度	国民医療費		老人医療費		国民医療費に対する老人医療費の割合
	金額	伸率	金額	伸率	
48	39,496	—	4,289	—	10.8
49	53,786	36.2	6,652	55.1	12.4
50	64,779	20.4	8,666	30.3	13.4
51	76,684	18.4	10,780	24.4	14.1
52	85,685	11.7	12,872	19.4	15.0
53	100,042	16.8	15,948	23.9	15.9
54	109,510	9.5	18,503	16.0	16.9
55	119,805	9.4	21,269	14.9	17.8
56	128,600	7.3	23,753	11.7	18.5
57	138,800	7.9	26,903	13.3	19.4

厚生省老人保健部調べ

(注) 1. 上表中老人医療費とは、老人医療費支給制度の対象者にかかる総医療費である。老人保健制度の対象者に係る医療費については昭和57年度で30,021億円と推計している。

2. 昭和56、57年度は、予算ベースによる推計である。

老人医療費支給対象者とその他の者の診療諸率の対比

老人医療費支給対象者とその他の者の診療諸率の対比

	1人当たり診療費(年間)	1人当たり受診件数(年間)	1件当たり日数		1日当たり診療費	
			外来	入院	外来	入院
70歳以上	343,436円	12.6件	3.8日	23.7日	3,512円	10,549円
70歳未満	74,669円	5.5件	2.7日	18.6日	3,127円	11,181円

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報(昭和55年度)」

老人医療支給対象者加入割合の推移

老人医療費支給対象者加入割合の推移

(単位：%)

年 度	政管健保	組合健保	共 済	日 雇	船 保	国 保	医療保険 全 体
48	2.3	2.1	3.1	2.3	3.4	6.5	4.0
49	2.5	2.1	3.3	2.5	3.6	6.6	4.1
50	2.6	2.2	3.4	3.0	3.7	6.9	4.3
51	2.7	2.3	3.5	3.2	3.9	7.1	4.4
52	2.8	2.4	3.6	3.5	4.1	7.5	4.7
53	2.9	2.4	3.6	3.7	4.4	8.0	4.8
54	3.0	2.4	3.5	4.1	4.6	8.4	5.0
55	3.0	2.4	3.5	4.3	4.6	8.9	5.2

厚生省老人保健部調べ

(注) 年度末現在の割合である。

老人医療費が占める割合の推移

老人医療費が占める割合の推移

(単位：%)

年 度	政管健保	組合健保	共 済	日 雇	船 保	国 保	医療保険 全 体
48	6.5	7.3	10.5	5.4	9.5	20.8	12.7
49	7.7	8.6	12.4	6.2	11.0	23.0	14.3
50	8.8	9.6	13.6	6.7	12.1	24.2	15.5
51	9.3	10.1	14.5	7.0	12.6	25.0	16.2
52	10.0	10.8	15.3	7.4	13.5	26.3	17.2
53	10.6	11.4	15.6	8.0	14.6	27.7	18.3
54	11.1	11.8	16.1	8.5	15.9	29.1	19.2
55	11.6	11.9	15.9	9.1	16.4	30.5	20.0

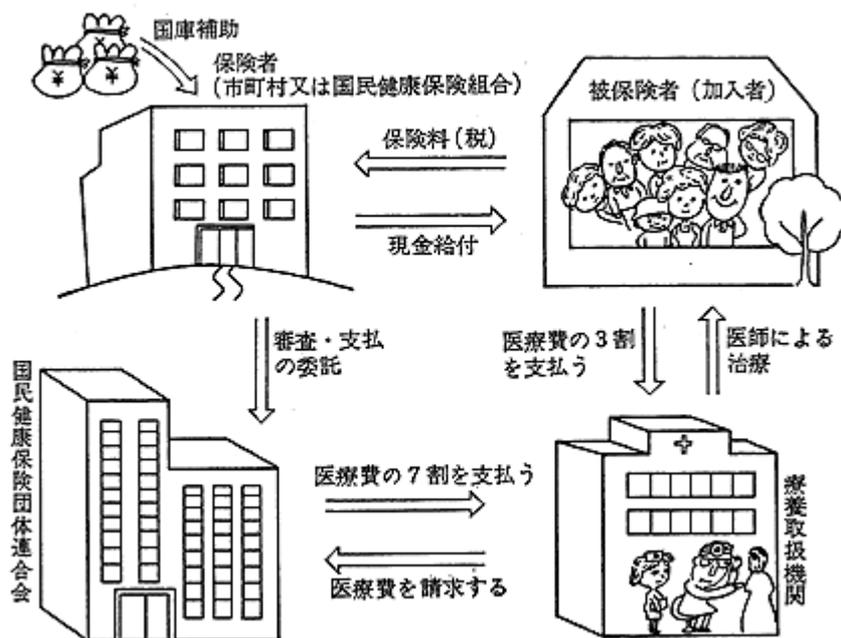
厚生省老人保健部調べ

(注) この割合は、4月～3月医療費を基礎にして算出した。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 2 医療保険
 (2) 国民健康保険

(2)国民健康保険



国民健康保険年度別保険者数,世帯数,被保険者数

国民健康保険年度別保険者数,世帯数,被保険者数

年度末	保険者数	世帯数	被保険者数
昭和51年度末	3,457	14,450	44,034
52	3,454	14,772	44,279
53	3,441	15,112	44,508
54	3,442	15,434	44,552
55	3,442	15,737	44,536

厚生省保険局調べ

国民健康保険診療費の状況

国民健康保険診療費の状況

年 度	被保険者1000人 当たり診療件数		診療1件当たり 日 数		診療1日当たり 費 用 額		被保険者1人当 たり診 療 費	
	件 数	対前年 度 比	日 数	対前年 度 比	費用額	対前年 度 比	診療費	対前年 度 比
51	5,554.8	1.032	3.51	0.983	3,011	1.181	58,669	1.197
52	5,652.0	1.017	3.51	1.000	3,349	1.112	66,416	1.132
53	5,713.0	1.011	3.52	1.003	3,912	1.168	78,566	1.183
54	5,929.1	1.038	3.48	0.989	4,253	1.087	87,855	1.118
55	6,095.8	1.028	3.47	0.997	4,637	1.090	97,993	1.115

厚生省保険局調べ

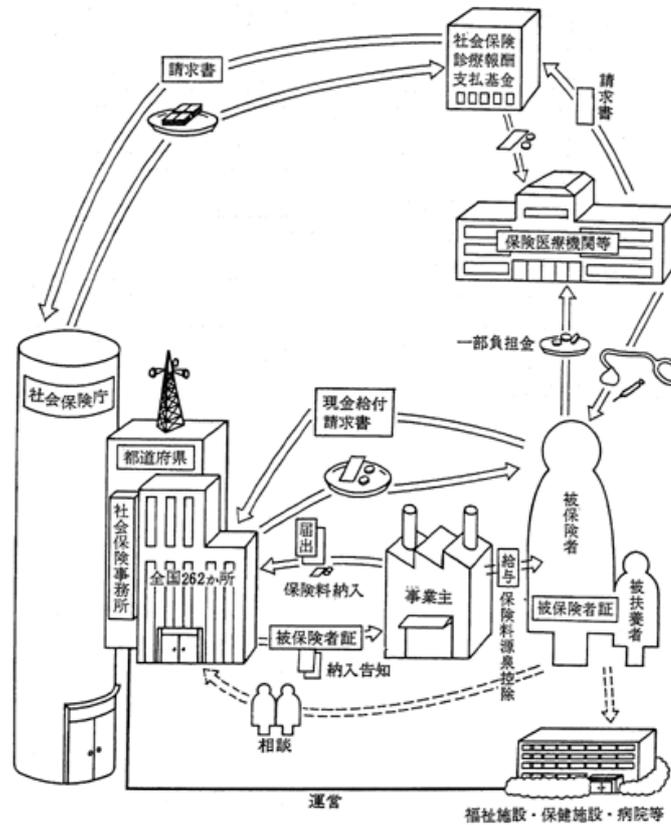
指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
III 保健医療及び生活環境
2 医療保険
(3) 健康保険

健康保険(政府管掌)事業のしくみ

(3) 健康保険

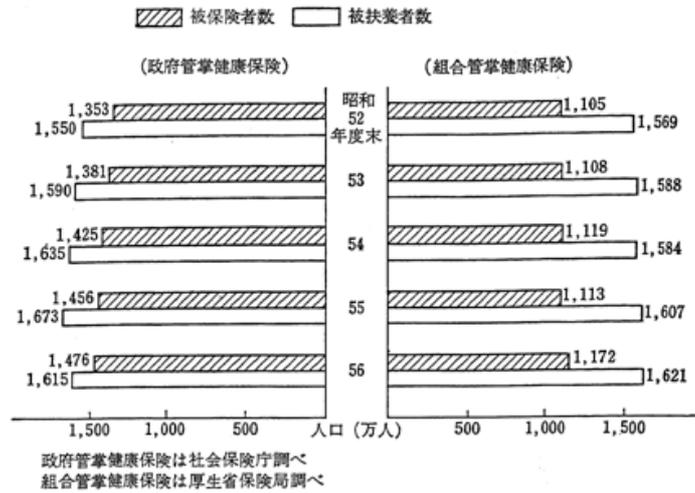
健康保険(政府管掌)事業のしくみ



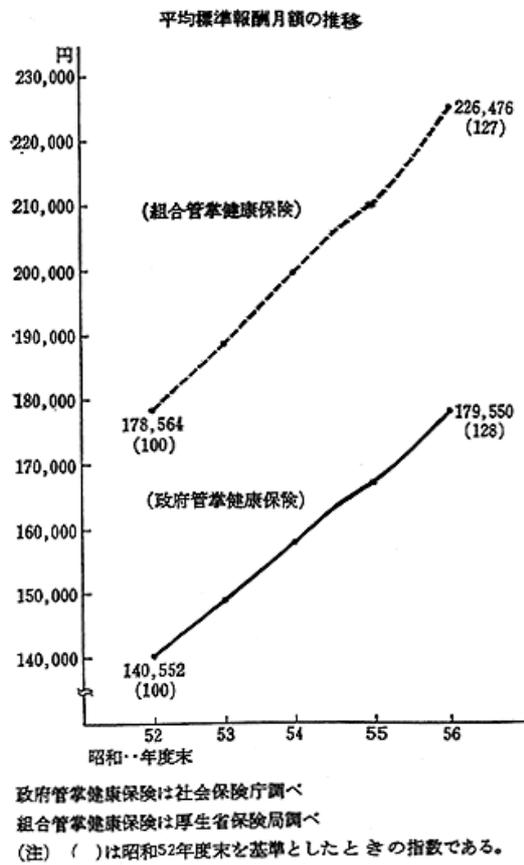
(注) 組合健康保険の場合は、社会保険庁、都道府県、社会保険事務所の事務は、健康保険組合が行うこととなる。

年度別の被保険者数と被扶養者数

年度別の被保険者数と被扶養者数



平均標準報酬月額推移



政府管掌健康保険の医療給付の状況

政府管掌健康保険の医療給付の状況

区	分	被 保 険 者 分			被 扶 養 者 分						
		昭和52年度	53	54	55	56	昭和52年度	53	54	55	56
被保険者又は被扶養者 1,000人当たり診療件数(件)	総 数	6,656.7	6,533.9	6,623.2	6,734.2	6,848.7	6,272.3	6,225.6	6,336.4	6,332.3	6,583.0
	入 院	159.0	156.2	155.4	156.8	158.3	136.3	141.8	148.3	152.7	164.6
	入 院 外	5,458.1	5,319.5	5,389.4	5,464.6	5,541.1	5,191.2	5,114.3	5,206.4	5,195.9	5,389.7
	歯 科	1,039.6	1,058.2	1,078.5	1,112.8	1,149.3	944.9	969.5	981.7	983.7	1,028.7
診療1件当たり日数(日)	平 均	3.8	3.8	3.6	3.6	3.5	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1
	入 院	18.6	18.5	18.4	18.2	18.0	17.9	18.2	18.4	18.7	18.7
	入 院 外	3.4	3.4	3.4	3.2	3.1	2.9	2.9	2.8	2.7	2.7
	歯 科	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8
診療1日当たり金額(円)	平 均	3,390	3,857	4,149	4,476	4,603	2,059	2,431	2,640	2,883	3,160
	入 院	9,068	10,384	11,031	11,713	12,252	6,280	7,356	7,776	8,308	9,364
	入 院 外	2,641	2,931	3,151	3,376	3,419	1,475	1,675	1,797	1,924	1,993
	歯 科	2,594	3,244	3,583	4,057	4,289	1,466	1,841	2,002	2,223	2,413

社会保険庁調べ

組合管掌健康保険の医療給付の状況

組 合 管 掌 健 康 保 険 の 医 療 給 付 の 状 況

区	分	被 保 険 者 分			被 扶 養 者 分						
		昭和51年度	52	53	54	55	昭和51年度	52	53	54	55
被保険者又は被扶養者 1,000人当たり診療件数(件)	総 数	5,409.6	5,444.8	5,323.5	5,416.2	5,499.0	6,437.0	6,434.9	6,329.5	6,441.2	6,456.7
	入 院	100.3	99.6	97.5	98.0	97.7	112.3	113.2	114.4	117.3	117.8
	入 院 外	4,328.3	4,327.7	4,182.2	4,249.6	4,302.0	5,316.3	5,266.4	5,141.5	5,232.0	5,236.1
	歯 科	981.0	1,017.5	1,043.9	1,068.4	1,099.4	1,008.4	1,055.2	1,073.5	1,091.8	1,102.8
診療1件当たり日数(日)	平 均	3.3	3.3	3.2	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.8
	入 院	16.8	16.8	16.6	16.5	16.3	16.0	16.2	16.2	16.2	16.4
	入 院 外	3.0	2.9	2.9	2.8	2.7	2.8	2.8	2.7	2.6	2.5
	歯 科	3.3	3.3	3.3	3.2	3.1	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6
診療1日当たり金額(円)	平 均	3,035	3,356	3,847	4,185	4,535	1,767	1,963	2,313	2,497	2,695
	入 院	9,149	9,948	11,479	12,237	13,072	6,177	6,742	7,970	8,478	9,055
	入 院 外	2,433	2,679	2,973	3,224	3,460	1,325	1,453	1,648	1,762	1,867
	歯 科	2,254	2,632	3,325	3,700	4,202	1,302	1,506	1,905	2,066	2,298

厚生省保険局調べ

政府管掌健康保険財政状況

政府管掌健康保険財政状況

(単位:100万円)

年 度	52	53	54	55	56
保 險 料 収 入	1,702,820	1,952,928	2,135,196	2,322,687	2,621,991
一般会計より受入れ	287,048	376,593	416,764	461,843	494,756
雑 収 入	4,509	5,249	6,388	6,584	7,261
収 入 計	1,994,377	2,334,770	2,558,348	2,791,114	3,124,008
保 險 給 付 費	1,991,574	2,305,377	2,542,437	2,810,435	3,033,255
医 療 給 付 費	1,803,782	2,089,094	2,303,235	2,557,008	2,750,147
現 金 給 付 費	187,592	216,283	239,202	253,427	283,108
業 務 勘 定 へ 繰 入 れ	7,946	8,462	8,863	9,770	11,217
諸 支 出 金	10,140	8,339	9,347	3,404	2,601
支 出 計	2,009,660	2,322,178	2,560,647	2,823,609	3,047,073
収 支 差 引 △ 不 足 額	△ 15,283	12,592	△ 2,299	△ 32,495	76,935
累 積 収 支 △ 不 足 額	(49年度以降) △ 139,353	(同 左) △ 126,723	(同 左) △ 128,973	(55年度以降) △ 32,230	(同 左) 0

社会保険庁調べ

組管管掌健康保険収支状況

組管管掌健康保険収支状況

(単位:100万円)

年 度	51	52	53	54	55
収 入 総 額	1,624,494	1,844,972	2,056,252	2,199,243	2,376,341
保 險 料	1,474,142	1,699,994	1,867,885	2,000,046	2,161,494
国庫負担金及び補助金	3,263	3,787	4,418	4,934	5,187
前 年 度 繰 越 金	34,342	34,389	57,801	52,067	45,822
積 立 金 より 繰 入 れ	28,386	12,702	18,297	22,251	19,154
そ の 他 の 収 入	84,361	94,100	107,851	119,945	144,682
支 出 総 額	1,512,479	1,671,213	1,885,930	2,030,411	2,200,805
保 險 給 付 費	1,309,916	1,451,628	1,645,619	1,766,079	1,910,147
事 務 費	44,465	48,572	51,755	55,301	60,001
保 健 施 設 費	89,638	97,480	106,397	116,503	131,191
そ の 他 の 支 出	68,460	73,533	82,159	92,528	99,466
収 支 差 引 額	112,015	173,759	170,322	168,832	175,535

健康保険組合連合会調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

2 医療保険

(4) 日雇労働者健康保険

日雇労働者健康保険は、日雇労働者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は分娩及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は分娩について保険給付を行うことにより、その生活の安定に寄与することを目的としている。

日雇労働者健康保険の適用状況

日雇労働者健康保険の適用状況		(各年度末現在)				
年 度		52	53	54	55	56
適用事業所数(千所)		24	23	23	21	20
被保険者数 (有効被保険者手帳所有者数 (万人))		37	35	33	32	29
平均賃金日額(円)		4,827	5,218	5,582	5,993	6,489

社会保険庁調べ

日雇労働者健康保険財政状況

日雇労働者健康保険財政状況

(単位：100万円)

年 度	52	53	54	55	56-
保 險 料 取 入	25,004	25,700	26,224	26,067	25,534
郵政事業特別会計より受入	21,893	22,700	23,058	23,008	22,532
保 險 料 取 入	3,111	3,000	3,166	3,059	3,002
一 般 会 計 よ り 受 入	27,194	30,497	32,244	33,893	34,172
手 数 料 補 て ん	1,157	1,201	1,218	1,216	1,190
保 險 給 付 費 財 源	26,037	29,296	31,026	32,677	32,982
雑 取 入	228	213	247	238	207
取 入 計	52,426	56,410	58,715	60,198	59,913
保 險 給 付 費	73,214	82,518	87,477	92,182	93,025
医 療 給 付 費	65,562	74,170	77,928	81,737	82,649
現 金 給 付 費	7,652	8,348	9,549	10,445	10,376
業 務 勘 定 繰 入 れ	13	13	13	13	13
諸 支 出 金	234	353	463	707	629
支 出 計	73,461	82,884	87,953	92,902	93,667
収 支 差 引 △ 不 足 額	△ 21,035	△ 26,474	△ 29,238	△ 32,704	△ 33,754
累 積 収 支 △ 不 足 額	△330,551	△377,656	△433,385	△503,224	△576,319

社会保険庁調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 2 医療保険
 (5) 船員保険

船員保険は海上で働く船員を対象とした総合的社会保険(陸上の被用者を対象とする健康保険,厚生年金保険,雇用保険及び労働者災害補償保険の各制度を包含した機能を有する制度)である。

船員保険の医療給付の状況

船員保険の医療給付の状況			
年度	被保険者(被扶養者) 1,000人当たり診療件数	診療1件当たり 日数(日)	診療1日当たり 金額(円)
	入院・入院外・歯科の総数	入院・入院外・歯科の平均	入院・入院外・歯科の平均
被 保 険 者 分			
52	5,498.9	4.5	3,900
53	5,367.5	4.6	4,457
54	5,440.2	4.5	4,752
55	5,542.5	4.4	5,138
56	5,605.9	4.3	5,334
被 扶 養 者 分			
52	13,825.6	3.4	2,034
53	13,902.9	3.4	2,401
54	14,256.7	3.4	2,599
55	14,273.1	3.4	2,840
56	14,439.0	3.3	3,089

社会保険庁調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

2 医療保険

(6) 社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法に基づき設立された特殊法人であり、保険者から委託を受け、診療報酬の審査・支払を主な業務としている。

社会保険診療報酬支払基金業務状況

年 度	52	53	54	55	56
取扱件数(100万件)	466	467	486	505	524
取扱金額(億円)	44,623	51,432	55,584	60,464	64,542

厚生省保険局調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 3 医療制度
 (1) 概要

1) 医療施設

(1) 概 要

① 医療施設

(昭和56年末現在)

	定 義	総 数	開 設 者 別					
			国	厚生省	公立・公的	私 的	医療法人	個 人
病 院	病床20床	9,224	457	256	1,367	7,400	3,038	3,460
()内病床数	以上	(1,362,161)	(167,880)	(111,887)	(319,474)	(874,807)	(421,949)	(244,620)
診 療 所	一 般 無床又は 病床19床	77,909	838	10	3,539	73,532	753	66,447
		(285,351)	(2,400)	(—)	(5,103)	(277,848)	(4,223)	(270,236)
()内 病床数	歯 科 以下	40,116	3	—	316	39,797	444	39,093
		(306)	(—)	(—)	(2)	(304)	(42)	(262)

資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

2) 医療関係者

② 医療関係者

年次	医師 (うち病院・ 診療所の 開設者)	歯科医師 (うち病院・ 診療所の 開設者)	薬剤師	保健婦	助産婦	看護婦(士) 准看護婦(士)	理学療法士	作業療法士
10	132,479 (63,154)	43,586 (30,648)	94,362	15,962	28,927	395,663	1,849	558
6	162,882 (66,416)	56,841 (37,376)	120,444	18,633	27,048	548,534	3,045	1,089

資料：医師、歯科医師及び薬剤師は厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」、保健婦は同「衛生行政業務報告」、助産婦及び看護婦(士)・准看護婦(士)は同「医療施設調査」、「病院報告」、「衛生行政業務報告」
理学療法士及び作業療法士は厚生省医務局調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

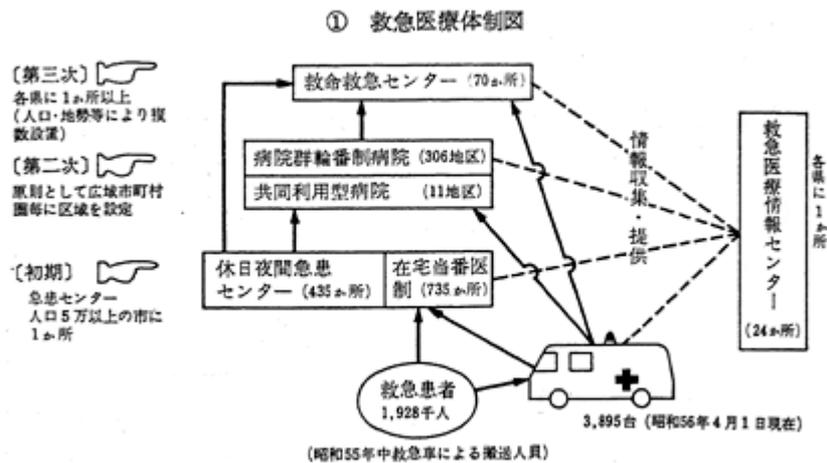
III 保健医療及び生活環境

3 医療制度

(2) 救急医療

1) 救急医療体制図

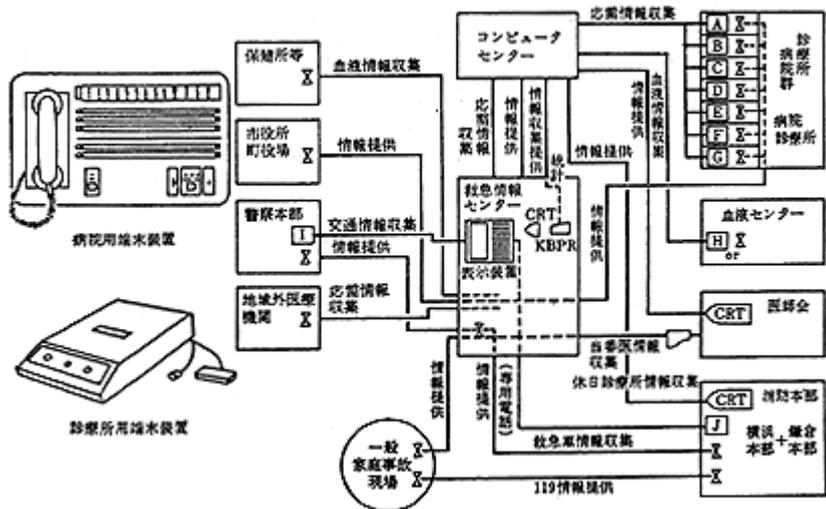
(2) 救急医療



- (注) 1. 救急医療施設は、昭和56年度末現在の数である。
2. 救急車台数及び救急患者数は消防庁調べである。

2) 救急医療情報システム(神奈川県の場合)

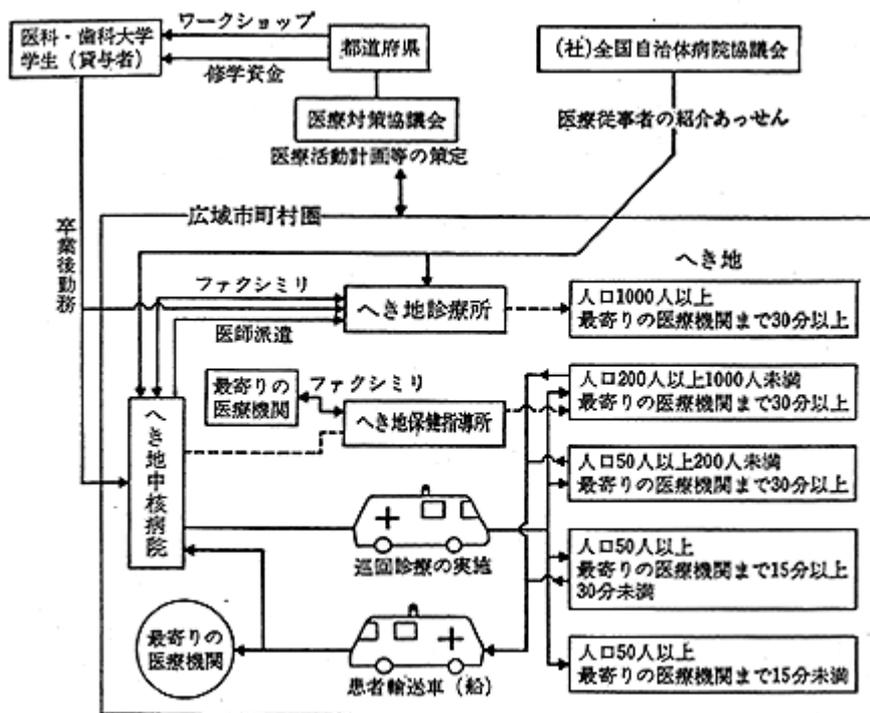
② 救急医療情報システム(神奈川県)の例



指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 3 医療制度
 (3) へき地医療

山村、離島等のへき地における地域住民の医療を確保するため、昭和31年度以来施策を推進している。



指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 3 医療制度
 (4) 専門医療対策

各種疾病に対しては、専門医療施設の体系的な整備を図ることが有効と考えられるので、従来から、がん診療体制の整備のほか循環器病等についても施策の充実が図られている。

1) 各種疾病に関する専門医療機関の整備

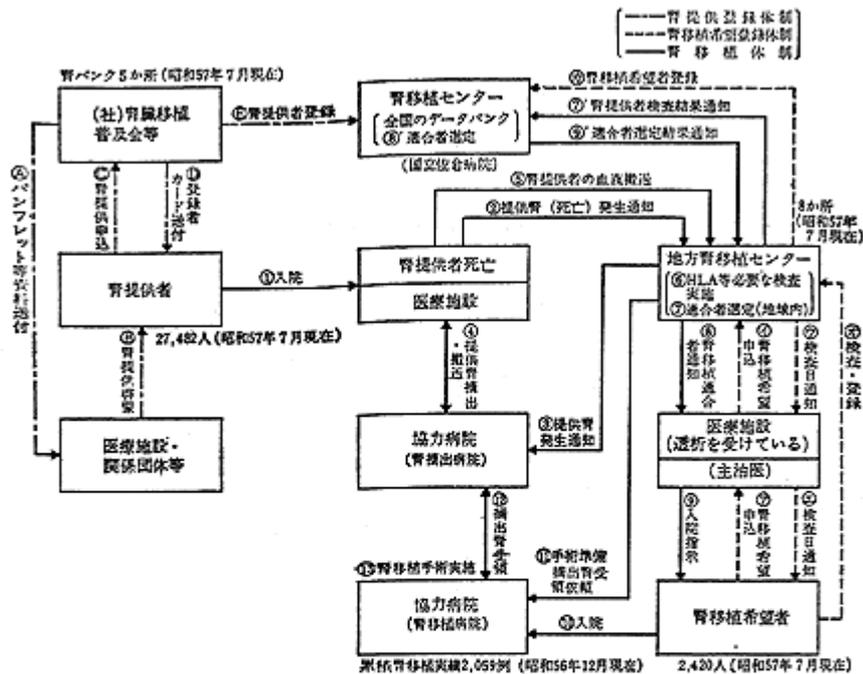
① 各種疾病に関する専門医療機関の整備

(昭和57年現在)

区 分	が ん	循 環 器 病	腎 不 全	小 児
整備の方針	国立がんセンターを中心機関とし、地方ブロックに地方がんセンターを、また、広城市町村圏に最低1か所のがん診療施設を整備する。	国立循環器病センターを中心機関とし、地方ブロックに地方循環器病センターを整備する。	国立佐倉病院を腎移植に関する中心機関とし、地方ブロックに地方腎移植センターを、また、都道府県に腎移植施設を整備する。	国立小児病院を中心機関とし、都道府県に小児医療センターを整備する。
中心機関	国立がんセンター (研究、研修、診療)	国立循環器病センター (研究、研修、診療)	国立佐倉病院 (全国のデータベース、適合者の選定)	国立小児病院
地方ブロック	地方がんセンター (研究、研修、診療) 9か所	地方循環器病センター (研究、研修、診療) 8か所	地方腎移植センター (移植希望者登録、適合性検査、適合者の選定) 7か所	△
都道府県 広城市町村圏	がん診療施設 (診療) 273か所	△	腎移植施設 (摘出、移植) 19か所	小児医療センター 82か所

2) 腎移植体制等

② 腎移植体制等

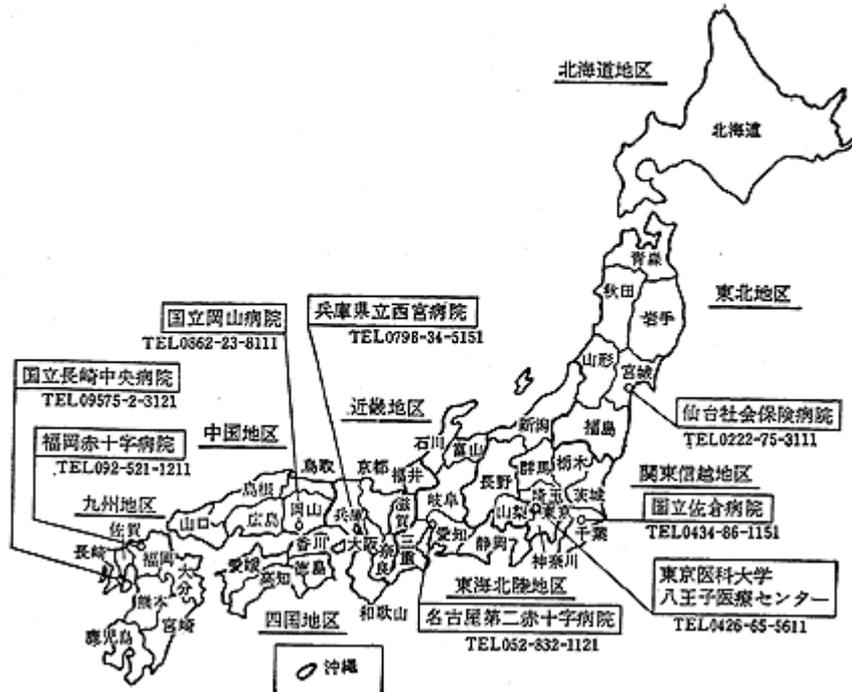


(注) 太線はコンピュータ・オンラインを示す。

年次	47	50	53	54	55	56
死体腎	4	4	35	51	47	118
生体腎	37	131	220	172	231	238
計	41	135	255	223	278	356

3) 地方腎移植センター設置状況

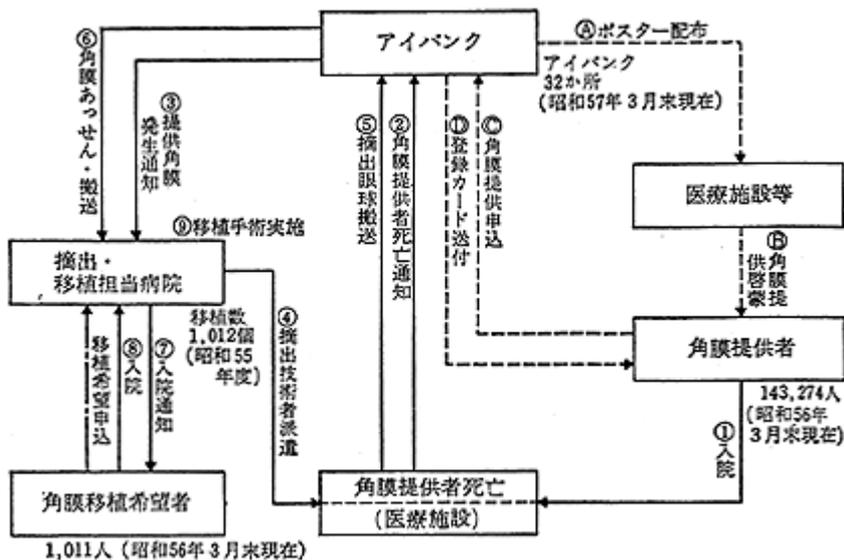
③ 地方腎移植センター設置状況



4) 角膜移植登録体制

視力障害者のうち、角膜に原因があるものについては、亡くなった方から眼球(角膜)の提供を受け、角膜移植手術を行い、視力の回復が図られている。

アイバンクは、死後に眼球の提供をしようとする人を登録し、手術を行う医療機関を結ぶ機関である。



眼球提供登録機関

眼球提供登録機関(アイバンク)

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
(財)北海道眼球銀行	060	札幌市中央区北一条西9 市立札幌病院眼科内	011(261)2281
(財)弘前大学アイバンク	036	弘前市本町53 弘前大学医学部附属病院内	0172(33)5111
岩手医大眼球銀行	020	盛岡市内丸19-1 岩手医科大学医務課	0196(51)5111
(財)東北大学アイバンク	980	仙台市星陵町1-1 東北大学医学部眼科学教室内	0222(74)1111
(財)秋田県アイバンク	010	秋田市新屋町字下川原322-1 秋田県身体障害者厚生相談所内	0188(23)1637
(財)山形県アイバンク	990-23	山形市蔵王飯田字西の前 山形大学医学部附属病院眼科内	0236(33)1122
福島県立医科大学附属病院 眼球銀行	960	福島市杉妻町4-45 福島県立医科大学眼科学教室内	0245(21)1211
(財)栃木県アイバンク	320	宇都宮市駒生町648 青年会館4F ライオンズクラブ合同事務所内	0286(21)3701
(財)群馬県アイバンク	371	前橋市南町4-19-18	0272(24)4774
慶大眼球銀行	160	東京都新宿区信濃町35 慶応義塾大学医学部内	03(353)1211
順天堂アイバンク	113	東京都文京区本郷3-1-3 順天堂大学医学部附属順天堂医院内	03(813)3111
(財)読売光と愛の事業団 眼球銀行	100	東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞社内	03(242)1111
(財)神奈川県アイバンク	231	横浜市中区日ノ出町2-112 宇津見ビル5F	045(242)3961
(財)新潟眼球銀行	951	新潟市学校町通1-602 新潟県衛生部公衆衛生課内	0252(23)5511
(財)金沢眼球銀行	920	金沢市宝町13-1 金沢大学医学部内	0762(62)8151
(財)岐阜県アイバンク協 会	500	岐阜市藪田 岐阜県衛生部保健予防課内	0582(71)5730
(財)静岡県アイバンク	431-31	浜松市半田町3600 浜松医科大学医学部附属病院内	0534(33)3331
(財)愛知県眼衛生協 会	460	名古屋市中区栄4-14-28	052(263)0832
(財)三重県アイバンク 協会	514	津市広明町13 三重県保健衛生部医務業務課内	0592(24)2325
京都府立医大附属病院眼 球銀行	602	京都市上京区河原町 広小路上ル提井町465	075(231)2311 (251)5578
(財)体質研究会眼球銀行	606	京都市左京区一乗寺大新開町26 京都大学体質研究会内	075(781)7118
(財)大阪アイバンク	553	大阪市福島区福島1-1-50 大阪大学医学部附属病院眼科内	06(451)2283

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
(財)奈良県アイバンク	634	橿原市四条町840 奈良県立医科大学附属病院眼科内	07442(2)3051
(財)鳥大眼球銀行	683	米子市西町36-1 鳥取大学医学部眼科内	0859(33)1111
岡山労災病院アイバンク	702	岡山市築港緑町1	0862(62)0131
(財)香川県眼球銀行	760	高松市番町1-10-35 日赤香川県支部内	0878(61)4618
久大眼球銀行	830	久留米市旭町67 久留米大学医学部眼科学教室内	0942(35)3311
(財)福岡県医師会眼球銀 行	812	福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県医師会内	092(431)4564
(財)長崎アイバンク	852	長崎市坂本町7-1 長崎大学医学部附属病院眼科内	0958(47)2111
(財)熊本県アイバンク協 会	862	熊本市水前寺6-18-1 熊本県衛生部保健予防課内	0963(83)1111
(財)大分県アイバンク協 会	879-56	大分県大分郡挾間町医大ヶ丘1-1506 大分医科大学眼科学講座内	0975(49)4411
(財)宮崎県アイバンク協 会	880	宮崎市和知川原1-101 宮崎県医師会館内	0985(22)5118

厚生白書(昭和57年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 3 医療制度
 (5) 医療関係者

諸外国の医療関係者

諸外国の医療関係者		(人口10万対)			
	年次	医師	歯科医師	薬剤師	看護婦
日本	1981	145	52	102.2	429
イタリア	1974	206	—	69	304
イギリス(イングランド・ウエールズ)	1974	152(1977)	29	28	375
スウェーデン	1975	179(1976)	86	47	731
西ドイツ	1976	204(1977)	52	50	371
フランス	1975	163(1976)	50	60	541
アメリカ	1976	168	52	68	674
フィリピン	1975	36(1977)	10	11	20
ソ連	1975	346(1977)	—	—	447

資料：外国は WHO「World Health Statistics Annual (1978, 1980) Vol. III」

日本は厚生省統計情報部「医師・歯科医師 薬剤師調査」「衛生行政業務報告」

- (注) 1. 日本の医師、歯科医師は上記調査とともに未届者数を考慮して推計したものであり、薬剤師は年末の届出者数である。
 2. イタリア及びソ連の医師には歯科医師も含む。
 3. アメリカの歯科医師、薬剤師数は、1975年度のものである。
 4. 日本の看護婦(准看護婦を含む。)は昭和56年末の就業者数である。

就業形態別医師数

就業形態別医師数(昭和56年末)

総 数		実 数(人)	構 成 比(%)
		162,882	100.0
医療施設の従事者	総 数	155,422	95.4
	病院の開設者	3,572	2.2
	診療所の開設者	62,844	38.6
	病院(医育機関附属病院を除く。)の勤務者	53,364	32.8
	診療所の勤務者	9,238	5.7
	医育機関附属病院の勤務者	26,404	16.2
医以事 療外者 施設 の従 事者	総 数	5,838	3.6
	臨床以外の医学の教育, 研究機関の勤務者	3,840	2.4
	衛生行政又は保健衛生業務の従事者	1,998	1.2
そ の 他	総 数	1,622	1.0
	その他の職業に従事する者	409	0.3
	無 職 の 者	1,213	0.7

資料: 厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

都道府県別医師数

都道府県別医師数(昭和56年末) (人口10万対)(単位:人)

	医 師 数		医 師 数		医 師 数
全 国	138.2	富 山	134.4	島 根	141.9
北 海 道	123.7	石 川	191.8	岡 山	176.6
青 森	116.8	福 井	107.9	広 島	152.7
岩 手	129.9	山 梨	111.8	山 口	148.5
宮 城	147.6	長 野	120.5	徳 島	194.1
秋 田	119.4	岐 阜	112.5	香 川	138.3
山 形	117.4	静 岡	109.0	愛 媛	138.5
福 島	120.5	愛 知	124.9	高 知	158.5
茨 城	94.6	三 重	129.2	福 岡	181.8
栃 木	123.6	滋 賀	118.7	佐 賀	132.9
群 馬	133.9	京 都	185.4	長 崎	168.3
埼 玉	81.6	大 阪	162.2	熊 本	161.6
千 葉	92.9	兵 庫	143.6	大 分	130.3
東 京	184.9	奈 良	118.8	宮 崎	115.3
神 奈 川	125.4	和 歌 山	147.3	鹿 児 島	133.6
新 潟	122.2	鳥 取	188.3	沖 縄	89.6

資料: 厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

都道府県別歯科医師数

都道府県別歯科医師数(昭和56年末) (人口10万対) (単位:人)

	歯科医師数		歯科医師数		歯科医師数
全 国	48.2	富 山	33.9	島 根	37.3
北 海 道	41.0	石 川	38.7	岡 山	47.4
青 森	29.2	福 井	29.1	広 島	49.9
岩 手	43.8	山 梨	47.6	山 口	43.5
宮 城	44.5	長 野	47.9	徳 島	47.5
秋 田	30.6	岐 阜	46.6	香 川	42.5
山 形	32.2	静 岡	39.8	愛 媛	37.7
福 島	38.9	愛 知	50.8	高 知	35.7
茨 城	33.5	三 重	37.4	福 岡	62.6
栃 木	37.1	滋 賀	29.6	佐 賀	41.8
群 馬	35.6	京 都	44.9	長 崎	43.3
埼 玉	35.1	大 阪	55.8	熊 本	36.0
千 葉	47.3	兵 庫	45.8	大 分	45.9
東 京	85.6	奈 良	39.0	宮 崎	34.8
神 奈 川	51.7	和 歌 山	47.9	鹿 児 島	33.7
新 潟	48.9	鳥 取	41.4	沖 縄	23.1

資料:厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 3 医療制度
 (6) 医療施設

諸外国の病院数及び病床種類別病床数

諸外国の病院数及び病床種類別病床数

	年次	病院数	病 床 数			
			総 数	再 掲		
				結核病院	精神病院	一般病院
日 本	1981	9,224 (0.8)	1,362,161 (115.6)	3,471 (0.3)	230,753 (19.6)	1,115,039 (94.6)
アルゼンチン	1969	2,864 (1.2)	133,847 (55.8)	5,434 (2.3)	20,847 (8.7)	91,730 (38.3)
ア メ リ カ	1977	7,234 (0.3)	1,365,626 (63.0)	3,281 (0.2)	227,709 (10.5)	1,073,167 (49.5)
フ ィ リ ピ ン	1973	813 (0.2)	62,939 (15.6)	9,935 (2.5)	7,000 (1.7)	41,062 (10.2)
フ ラ ン ス	1976	3,566 (0.7)	557,992 (105.5)	9,000 (1.7)	106,100 (20.1)	429,074 (81.1)
西 ド イ ツ	1977	3,416 (0.6)	722,953 (117.8)	11,109 (1.8)	61,433 (10.0)	434,941 (70.8)
イ タ リ ア	1976	1,931 (0.3)	582,003 (103.6)	—	97,557 (17.4)	416,633 (74.2)
ス ウ ェ ー デ ン	1976	720 (0.9)	122,998 (149.0)	1,218 (1.5)	22,144 (26.8)	60,275 (73.0)
イ ン グ ラ ン ド	1977	2,242 (0.5)	385,803 (83.1)	2,410 (0.5)	85,369 (18.4)	173,858 (37.5)
ソ 連	1977	23,700 (0.9)	3,140,000 (121.3)	—	—	—

資料：外国は WHO「World Health Statistics Annual 1978 Volume III 1980」

日本は厚生省統計情報部「医療施設調査」

- (注) 1. 国により病院の定義が異なるが、ここでは WHO の統計表に従った。
 2. () 内は人口1万対である。

病院数・病床数及び患者数

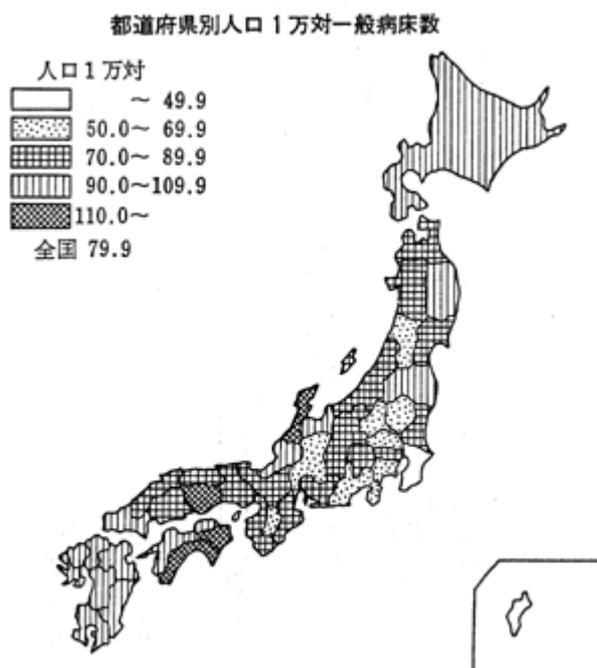
病院数・病床数及び患者数(昭和56年)

	病 院 数	病 床 数	新入院患者数	外来患者数
総 数	9,224	1,362,161	7,276,762	445,002,744
一 般 病 院	8,167	1,115,039	7,119,899	436,864,268
精 神 〃	988	230,753	151,863	7,877,166
結 核 〃	34	3,471	3,730	257,244
ら い 〃	16	11,636	352	198
伝 染 〃	19	1,262	918	3,868

資料：厚生省統計情報部「病院報告」

(注) 病院数及び病床数は年末現在、患者数は年間の数値である。

都道府県別人口1万対一般病床数



資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

諸外国の一般病院の病床利用率及び在院日数

諸外国の一般病院の病床利用率及び在院日数

国 名	年 次	病 床 利 用 率	平 均 在 院 日 数
日 本	1981	81.5	39.2
ア メ リ カ	1977	73.7	8.0
西 ド イ ツ	1977	82.7	15.8
イ タ リ ア	1976	72.8	12.5
ス ウ ェ ー デ ン	1976	77.4	12.6
フ ラ ン ス	1976	79.6	14.9
デ ン マ ー ク	1970	84.0	12.8
イ ン グ ラ ン ド	1975	75.6	12.8

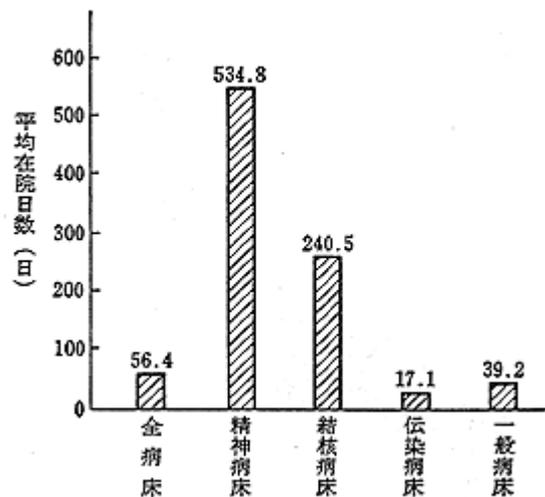
資料：外国はWHO「World Health Statistics Annual Volume III・1980」

日本は厚生省統計情報部「病院報告」

(注) 日本は一般病床である。

病床の種類別平均在院日数

病床の種類別平均在院日数(昭和56年)



資料：厚生省統計情報部「病院報告」

指標編

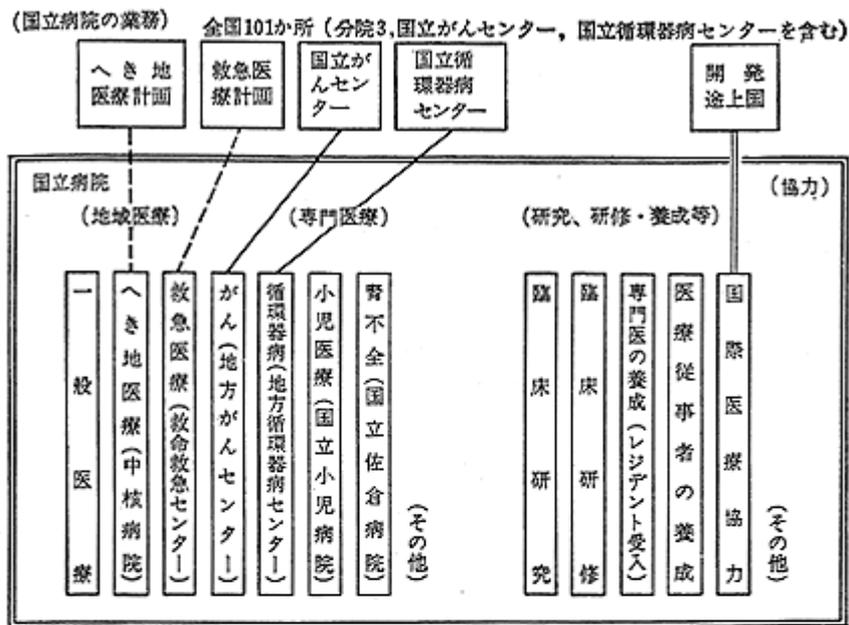
第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

3 医療制度

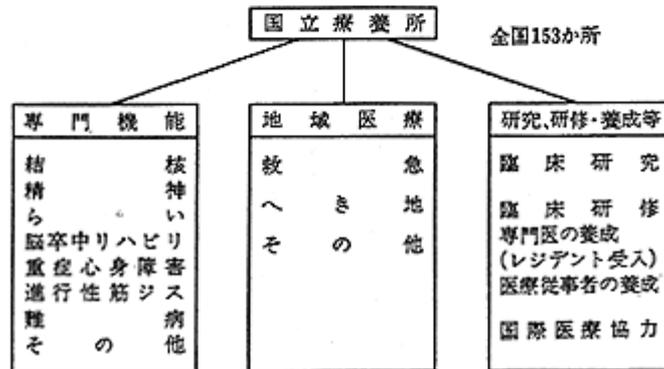
(7) 国立病院と国立療養所

(7) 国立病院と国立療養所



高度・先駆的医療及び地域の中核的医療機関としての医療を行うほか、医療従事者の研修・養成並びに開発途上国に対する国際医療協力を行っている。

(国立療養所の業務)



結核、らい医療の拠点としての役割のほか、脳卒中リハビリテーション、各種の専門医療を行うとともに医療従事者の養成・研修を行っている。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 3 医療制度
 (8) 医療金融公庫

医療金融公庫は、国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期、低利の資金を融資することを目的として、昭和35年7月に設立されたものである。

これまで、公庫融資により医療関係施設が不足している地域等に新設された施設数は、病院2,814施設、診療所14,157施設、その他の施設107施設であり、病院病床の増加数は29万床余に達する。また、質的な面でも施設の不燃化や近代化、機能の充実向上が図られている。昭和56年度末貸付累計額は1兆212億円となっている。

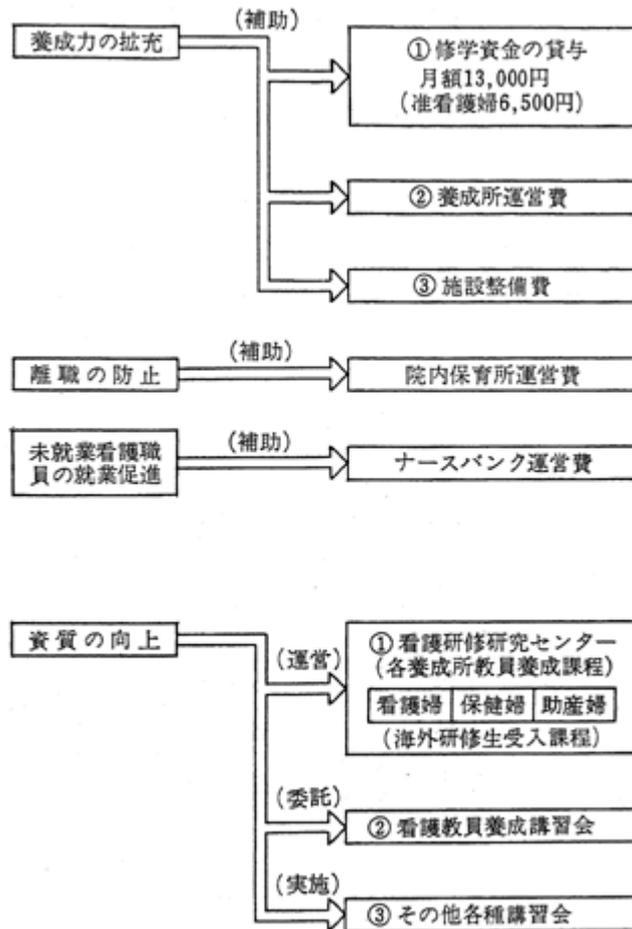
貸付対象施設		貸付けの相手方	貸付対象施設	貸付けの相手方
病 院 診 療 所	一般診療所 歯科診療所 共同利用施設	病院又は診療所を開設する個人、医療法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人(医(歯)学部を置く大学)	薬 局	薬局を開設する個人、薬局の経営を主たる事業とする法人
			歯 科 技 工 所	歯科技工所を開設する個人、歯科技工所の経営を主たる事業とする法人
			衛 生 検 査 所 施 術 所 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の施術所)	衛生検査所又は施術所を開設する個人、医療法人、公益法人その他衛生検査所又は施術所の経営を主たる事業とする法人
	助 産 所	助産所を開設する個人、公益法人又は社会福祉法人	医療従事者養成施設 (助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士を養成する施設)	病院付設の医療従事者養成施設 単独の医療従事者養成施設

- (注) 1. 資金の種類としては次のものがあります。
 ・新築資金 ・増改築資金
 ・機械購入資金 ・長期運転資金
2. 融資対象地域は原則として病床等が不足している地域に限られます。また、利率や融資限度額についても同様の政策的配慮が加えられています。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
III 保健医療及び生活環境
3 医療制度
(9) 看護職員確保対策

看護職員の充足を図るため、昭和54年を初年度とする看護婦給計画に基づき、昭和60年末に約66万人の就業者を確保することを目標に次の諸施策を推進している。



指標編

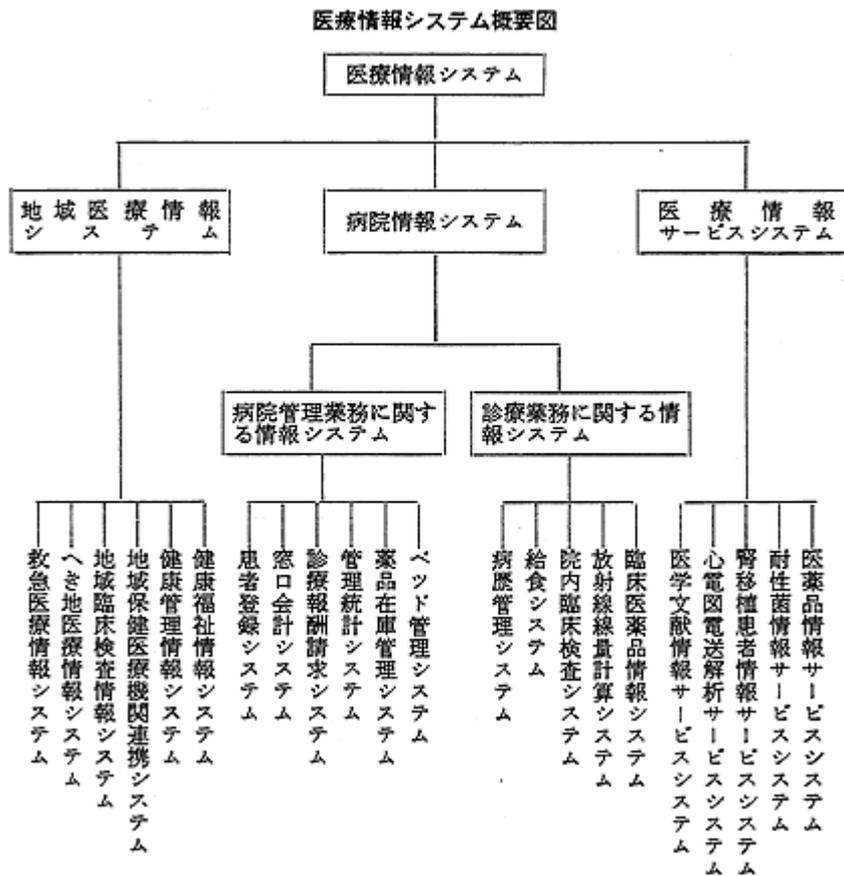
第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

3 医療制度

(10) 医療情報システム

医療情報システムは、近年著しい進歩を遂げている情報処理技術を医療の分野に応用し、医療機関内、医療機関相互、医療機関と患者との情報伝達処理の連携、迅速化を行い、医療の近代化を図るものである。この研究開発は、地域医療、病院、医療情報サービスの3分野で進められている。



指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 4 薬事
 (1) 概要

薬務行政においては、薬事法その他の法令に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に対する規制を行い、その製造、販売等の適正を図っているほか、血液事業の推進、化学物質の審査、毒物劇物、麻薬、覚せい剤等に関する取締り等を行っている。また、医薬分業の推進、医薬品産業の健全な育成に努めている。

特に、医薬品については、近年その安全性及び有効性の確保が強く要請されており、そのための諸施策の充実強化を図っている。

医療情報システム概要図

医薬品等の生産額

医薬品等の生産額 (単位：百万円、%)

年次	55			56		
	生産金額	前年比	構成割合	生産金額	前年比	構成割合
医薬品	3,482,177	14.5	100.0	3,679,139	5.7	100.0
抗生物質製剤	814,320	23.8	23.4	780,136	-4.2	21.2
循環器官用薬	377,757	22.1	10.8	438,040	16.0	11.9
その他の代謝性医薬品	363,950	15.3	10.5	369,281	1.5	10.0
中枢神経系用薬	344,197	13.0	9.9	353,907	2.8	9.6
消化器官用薬	256,830	6.6	7.4	282,550	10.0	7.7
ビタミン剤	216,249	2.6	6.2	240,904	11.4	6.1
外皮用薬	197,984	4.2	5.7	214,460	8.3	5.1
その他	910,890	12.0	26.1	999,861	9.8	27.1
医薬部外品	280,178	1.3	-	274,929	-1.9	-
医療用具	720,184	27.0	-	719,505	-0.1	-

資料：厚生省薬務局「薬事工業生産動態統計」

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

4 薬事

(2) 医薬品の有効性及び安全性の確保

医薬品,医薬部外品,化粧品,医療用具の製造,販売等に関し,薬事法に基づき所要の規制を行っている。

医薬品等の輸出入額

(単位:百万円, %)

区分	医薬品等の輸出入額							
	輸 出				輸 入			
	55		56		55		56	
年次	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
医 薬 品	93,901	12.5	101,696	8.3	262,363	19.9	275,694	5.1
ビ タ ミ ン 剤	31,386	7.9	32,198	2.6	8,646	-1.7	8,926	3.2
滋 養 強 壯 変 質 剤	20,398	11.4	23,911	17.2	19,598	42.1	20,554	4.9
抗 生 物 質 製 剤	18,926	25.3	21,852	15.5	88,880	24.0	94,766	6.6
化 学 療 法 剤	5,195	-16.9	4,557	-12.3	5,841	15.3	6,244	6.9
その他の代謝性医薬品	4,344	21.1	4,546	4.7	10,718	25.7	11,280	5.2
そ の 他	13,652	22.8	14,632	7.2	128,680	16.0	133,924	4.1
医 療 用 具	159,124	42.2	178,678	12.1	95,342	19.9	83,522	-12.4

資料:大蔵省関税局「日本貿易統計」

全国薬事関係業態数

全国薬事関係業態数

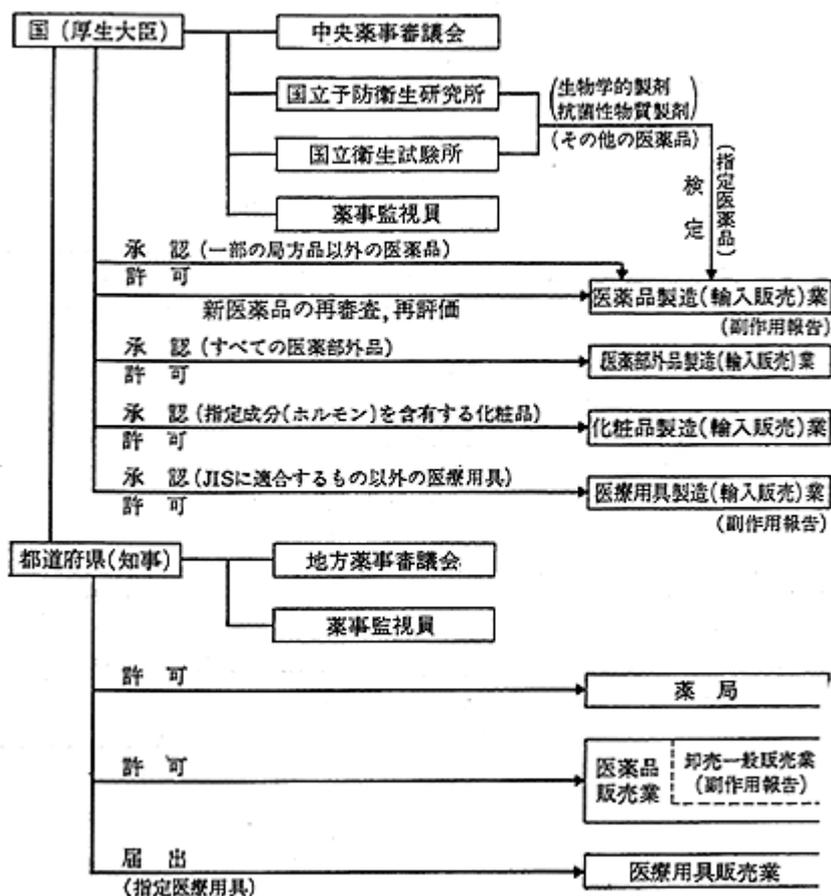
(各年12月31日現在)

区分		年次				
		52	53	54	55	56
総 合 計		225,015	226,283	229,192	232,203	232,656
医薬品	製造(輸入販売)業	22,593	22,941	23,006	23,070	23,155
	薬 局	28,366	28,974	30,081	31,346	32,371
	医薬品販売業	85,791	83,737	83,384	83,330	82,338
医薬部外品	製造(輸入販売)業	1,158	1,131	1,105	1,081	1,083
医療用具	製造(輸入販売)業	3,386	3,553	3,667	3,749	2,958
化粧品	製造(輸入販売)業	1,336	1,375	1,392	1,403	1,168
毒物劇物	製造(輸入)業	2,902	2,977	3,039	3,096	3,171
	販 売 業	79,483	81,595	83,518	85,128	86,412

資料：毒物劇物販売業態数は厚生省薬務局調べ、その他は厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

1) 薬事法に基づく規制の仕組み

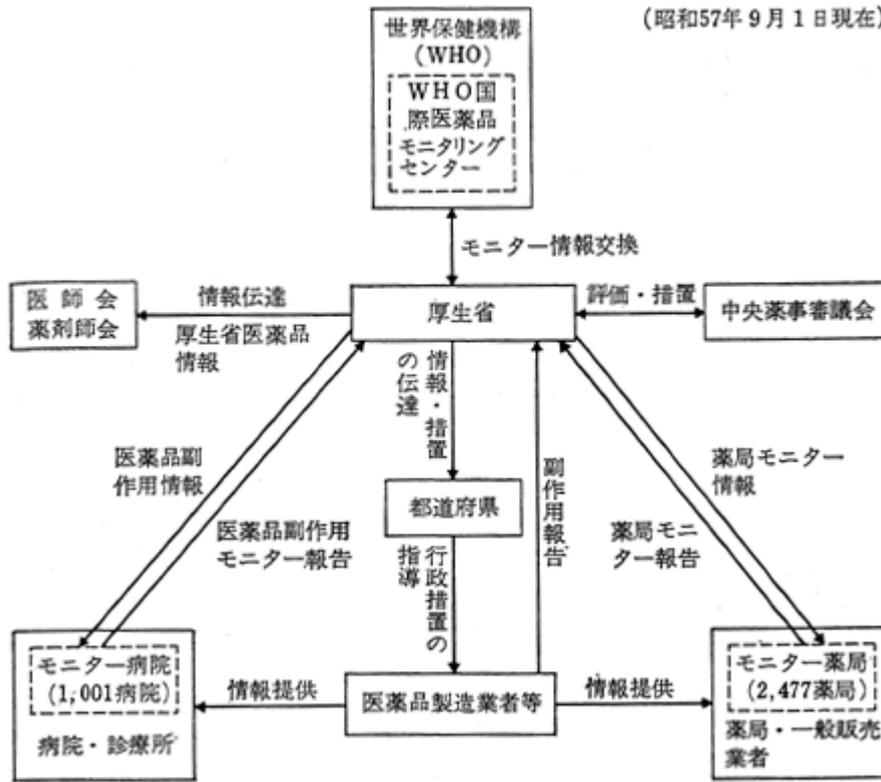
① 薬事法に基づく規制の仕組み



2) 副作用情報の収集

医薬品の副作用情報を収集し、これに基づいた適切な措置を講ずるため、モニター病院、モニター薬局を指定し、副作用モニター制度を実施するとともに、医薬品製造業者等に副作用報告義務を課す等所要の措置を講じている。

(昭和57年9月1日現在)



3) 医薬品の再評価

既承認医薬品について、現在の医学、薬学の水準に照らして、その有用性を評価するため、医薬品の再評価を行っている。

医薬品再評価実施状況

医薬品再評価実施状況

区 分	再評価終了品目数	有用性が認められるもの	適応の一部について有用性が認められるもの	有用性を示す根拠がないもの	
医療用医薬品	昭.48第1次から昭.57第20次までの累積再評価結果	14,948	8,860	5,426	662
	昭.56.8.7 第18次再評価結果	458	376	65	17
	昭.57.1.8 第19次再評価結果	730	600	107	23
	昭.57.8.10 第20次再評価結果	770	673	82	15

区 分	再評価終了品目数	再評価基準に合致し、有用性が認められるもの	再評価基準に合致させることにより、有用性が認められるもの	
一般用医薬品	昭.56第1次と昭.57第2次との累積再評価結果	3,386	2,223	1,163
	昭.56.8.7 第1次再評価結果	500	424	76
	昭.57.8.10 第2次再評価結果	2,886	1,799	1,087

厚生省薬務局調べ

4) 薬事監視

各都道府県に配置されている薬事監視員(毒物劇物監視員)が、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具(毒物、劇物)の製造、販売等を行う施設等に対し指導監督を行っている。

薬事監視状況の推移

薬事監視状況の推移

区分		年次				
		52	53	54	55	56
監視員数		2,377	2,434	2,462	2,497	2,514
許可届出施設数		318,398	330,915	343,135	353,185	357,785
立入検査施行施設数		236,389	262,750	266,131	284,679	279,072
違反発見施設数		15,784	17,073	19,821	18,058	16,031
主な違反内容	無許可・無届業	826	777	675	702	412
	無許可品	430	341	375	374	247
	不良品	302	290	269	304	304
処分件数	許可取消・業務停止	19	13	20	6	13
	構造設備の改善命令等	24	93	32	18	6

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

毒物劇物監視状況の推移

毒物劇物監視状況の推移

区分		年次				
		52	53	54	55	56
監視員数		2,496	2,551	2,582	2,636	2,650
登録(届出)箇所数		87,230	89,305	91,190	92,707	94,026
立入検査施行箇所数		86,387	92,289	92,130	91,541	90,881
違反発見箇所数		14,991	15,087	15,078	14,421	14,152
処分件数	登録取消・業務停止	9	—	1	3	12
	設備改善命令	17	42	22	32	8

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

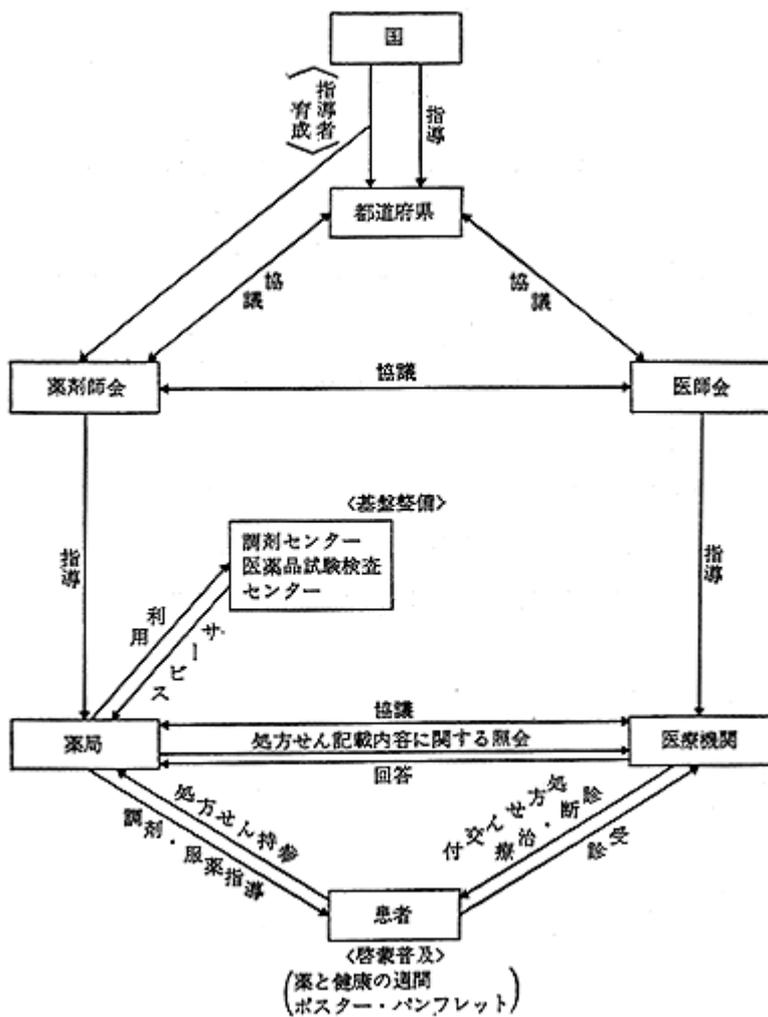
III 保健医療及び生活環境

4 薬事

(3) 医薬分業

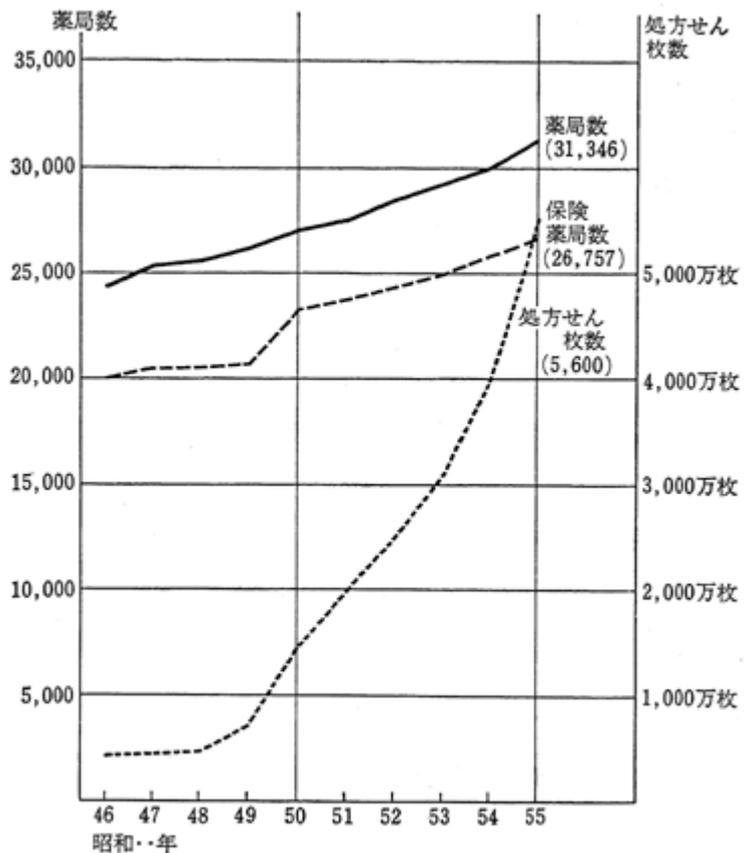
医薬分業とは、医療において、患者の診療は医師に、調剤は医師の処方せんに基づき薬剤師にと、「医」と「薬」をそれぞれの専門家が分担して行うことにより国民医療の質的向上を図るための制度である。

医薬分業を推進するため、調剤センター等の基盤整備、指導者育成、国民に対する啓蒙普及等の施策を推進している。



薬局数、保険薬局数及び処方せん発行枚数の推移

薬局数、保険薬局数及び処方せん発行枚数の推移

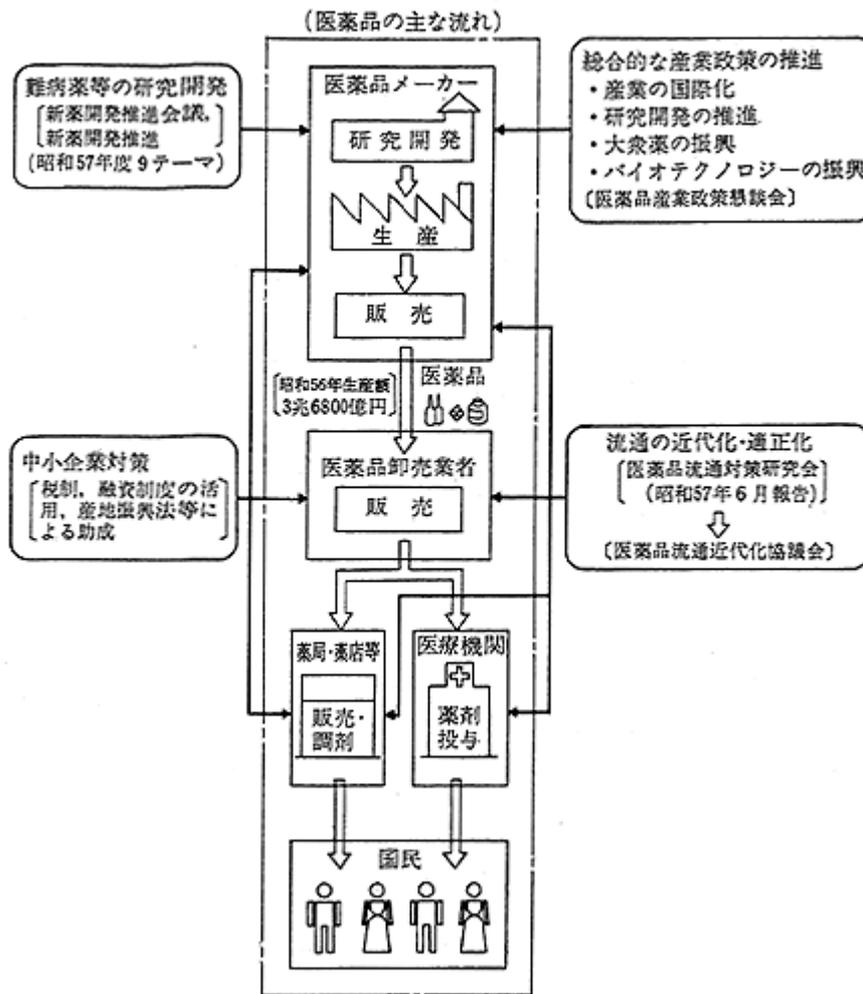


厚生省薬務局調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
III 保健医療及び生活環境
4 薬事
(4) 医薬品産業政策

(4) 医薬品産業政策



指標編

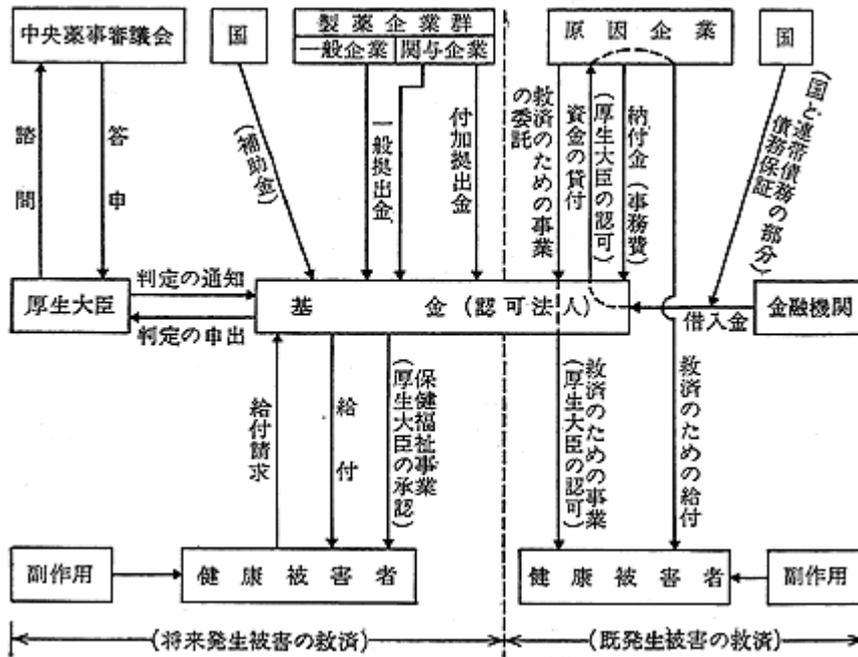
第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

4 薬事

(5) 医薬品副作用被害救済制度

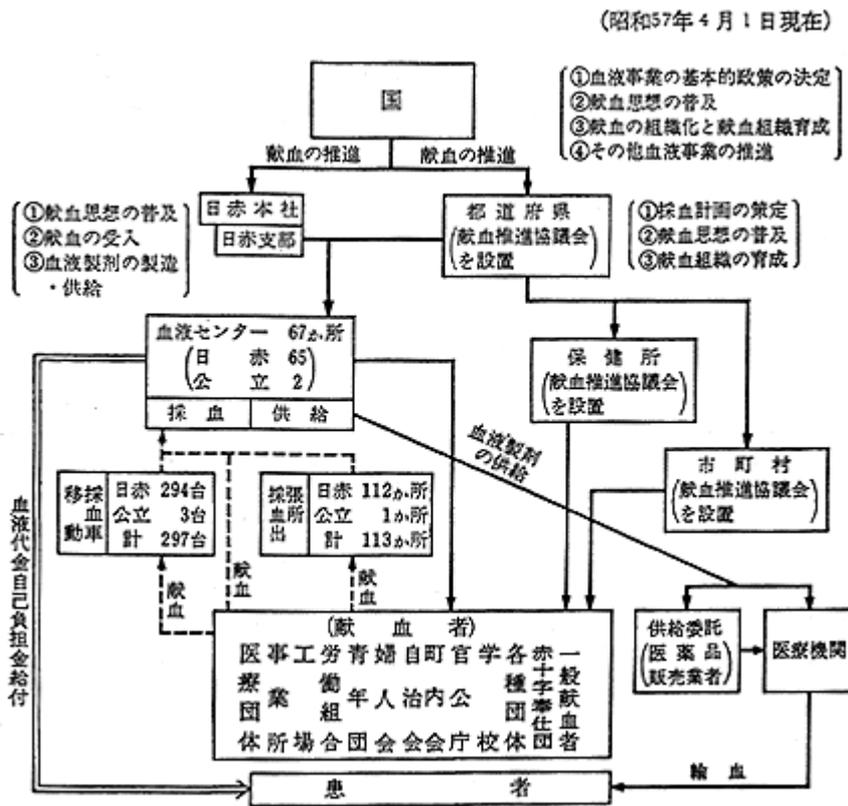
医薬品の副作用による健康被害を受けた者に対し迅速な救済を行うため、医薬品副作用被害救済基金が昭和54年に設立され、医薬品の製造業者等からの拠出金をもとに、健康被害者に対し、医療費、障害年金等の救済給付が行われている。



指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 4 薬事
 (6) 血液事業

血液製剤の供給確保については、献血によって行うこととし、全国的に献血受入体制の整備と献血思想の普及等の措置を講じている。



献血者数の推移

献血者数の推移

年 別	献 血 者					対 前 年 比 ()書は増加人数	人口に 対する 割合
	男 性	割 合	女 性	割 合	合 計		
52	3,285,663	71.0	1,339,768	29.0	4,625,431	1.12(483,227)	4.1
53	3,537,070	70.0	1,512,578	30.0	5,049,648	1.09(424,217)	4.4
54	3,797,294	68.3	1,759,616	31.7	5,556,910	1.10(507,262)	4.8
55	4,138,016	67.0	2,040,725	33.0	6,178,741	1.11(621,831)	5.3
56	4,531,527	66.0	2,335,306	34.0	6,866,833	1.11(688,092)	5.9

厚生省薬務局調べ

血液製剤の供給状況

血液製剤の供給状況

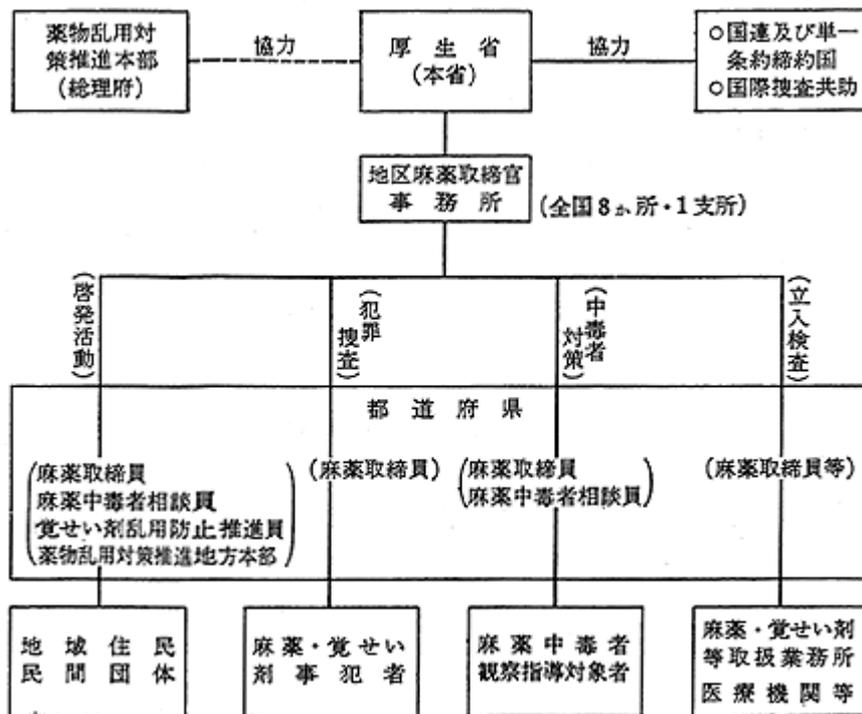
年 別		52	53	54	55	56
全 血 製 剤	保 存 血 液	2,807,645	2,561,439	2,165,056	1,935,489	1,751,794
	新 鮮 血 液	370,718	419,250	502,417	583,214	633,077
	小 計	3,178,363	2,980,689	2,667,473	2,518,703	2,384,871
構 成 割 合 (%)		69.5	52.0	37.4	29.8	23.8
血 液 成 分 製 剤	赤 血 球 製 剤	352,328	824,559	1,499,398	2,049,383	2,618,367
	血 漿 製 剤	726,968	1,428,771	2,234,655	2,916,811	3,691,479
	血 小 板 製 剤	315,169	496,018	734,021	973,861	1,346,044
	小 計	1,394,465	2,749,348	4,468,074	5,940,055	7,655,890
構 成 割 合 (%)		30.5	48.0	62.6	70.2	76.2
計		4,572,828	5,730,037	7,135,547	8,458,758	10,040,761

厚生省薬務局調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
III 保健医療及び生活環境
4 薬事
(7) 麻薬・覚せい剤等

全国に配置された地区麻薬取締官事務所及び都道府県を通じ、啓発活動、立入検査、違反の取締り等の麻薬・覚せい剤等対策を総合的に推進している。



麻薬関係立入検査状況の推移

麻薬関係立入検査状況の推移

区分 \ 年次		52	53	54	55	56
対象業務所数		57,740	56,685	56,095	55,157	54,118
立入検査回数		16,768	16,751	18,112	16,902	16,212
違反業務所数		2,882	2,706	3,244	2,745	2,627
処 置	告発・送致	3	15	6	5	4
	免許取消	—	2	—	—	—
	業務停止	3	—	2	7	2
	その他	2,882	2,692	3,242	2,686	2,607
	計	2,888	2,709	3,250	2,698	2,613

厚生省薬務局調べ

覚せい剤関係立入検査状況の推移

覚せい剤関係立入検査状況の推移

区分 \ 年次		52	53	54	55	56
対象業務所数		139,039	143,757	146,518	159,441	163,275
立入検査回数		23,726	25,157	28,578	26,777	29,357
違反業務所数		618	294	285	192	240
処 置	告発・送致	1	—	—	1	—
	指定取消	—	—	—	—	—
	業務停止	2	—	—	—	—
	その他	613	294	286	191	238
	計	616	294	286	192	238

厚生省薬務局調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿
 III 保健医療及び生活環境
 5 生活環境
 (1) 水道の概要

清浄にして豊富低廉な水の供給を確保するため、水道についての基本的な制度が水道法に定められている。

項目	水道の区分		水道用水供給事業	専用水道	簡易専用水道
	水道事業 (上水道事業)	簡易水道事業			
定義	一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口 5,001 人以上のもの	一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口 5,000 人以下のもの	水道事業に対して水道用水を供給する事業	101 人以上の人に居住に必要な水を供給する自家用水道等	受水槽以下の水道であり、水道事業から供給される水のみを水源とし、その受水槽の有効容量の合計が20m ³ を超える水道
経営主体 管理主体	原則として市町村		原則として地方公共団体(都道府県、一部事務組合等)	—— 設置者	—— 設置者
実施の手続	厚生大臣の認可が必要(給水人口 5 万人以下の事業については都道府県知事に委任)		厚生大臣の認可が必要(1 日最大給水量が25,000m ³ 以下の事業は都道府県知事に委任)	厚生大臣又は都道府県知事の確認が必要	——

事業数等の推移

事業数等の推移

(各年度末現在)

種 別	事業主体	50	51	52	53	54	55
水道用水供給事業	都道府県	41	44	45	44	41	45
	市町村	1	1	1	1	1	1
	組合	29	31	33	33	35	39
	計	71	76	79	78	77	85
上水道事業	都道府県	10	10	10	10	10	10
	市	638	633	625	620	620	612
	町	1,007	1,022	1,043	1,062	1,066	1,078
	村	89	92	95	95	102	103
	組合	65	67	67	69	71	75
	私人	19	18	17	16	17	18
計	1,828	1,842	1,857	1,872	1,886	1,896	
簡易水道事業	公 営	8,500	8,570	8,652	8,677	8,681	8,713
	そ の 他	4,719	4,483	4,059	3,779	3,586	3,435
	計	13,219	13,053	12,711	12,456	12,267	12,148
専用水道		3,921	3,995	4,028	4,071	4,106	4,128
合 計		19,039	18,966	18,675	18,477	18,336	18,257
広域的水道整備計画策定地域数		—	4	8	14	22(1)	34(2)

厚生省水道環境部調べ

(注) 広域的水道整備計画の()内は改定が行われた地域数を示す。

水道の水量の経年変化

水道の水量の経年変化

(単位: 1,000m³/日)

年 度		40	45	50	55
上水道	施設能力	21,400	34,545	47,751	56,526
	1日平均給水量	16,618	25,391	32,871	35,623
簡易水道	施設能力	1,822	1,845	1,779	1,668
	1日平均給水量	1,198	1,521	1,812	1,974
専用水道	施設能力	690	869	875	516
	1日平均給水量	508	455	337	223

厚生省水道環境部調べ

給水人口の推移

給水人口の推移

(単位: 1,000人, %)

年 度	35	40	45	50	55
総人口(A)	93,420	98,275	103,720	112,279	116,860
給水人口(B)	49,910	68,242	83,754	98,397	106,914
普及率(B/A)	53.4	69.4	80.8	87.6	91.5

厚生省水道環境部調べ

水道建設事業費の推移

水道建設事業費の推移

(単位: 億円)

年 度	45	50	51	52	53	54	55
上水道建設事業費	2,276	7,543	7,614	8,153	8,905	9,064	8,692
簡易水道建設事業費	123	476	506	609	745	855	857
国庫補助金(上水道+簡易水道)	71	599	668	992	1,081	1,280	1,283

厚生省水道環境部調べ

(注) 建設事業費の高騰に伴い、水道料金も、昭和45年度に家庭用10㎡当たり315円であったものが昭和55年度には800円に上昇している。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(2) 水道の広域的な整備

水道をとりまく諸問題の解決策として、水道の広域的整備が進められており、昭和52年の水道法の改正により、広域的水道整備計画に関する規定が盛り込まれた。

- (現在の水道のかかえる諸問題の解決を図る)
- ①水道水源の確保……水需要の増大と河川利用の高度化により、水資源確保に限界が生じつつある状況の中で、限られた水資源の広域的な運用と重複投資を避けた合理的な施設整備を行う必要がある。
 - ②技術的、財政的……中小規模水道を広域的に再編成して、施設の計画、設計、施工及び維持管理の技術的基盤の強化を図るとともに、財政基盤の強化を図る。
 - ③料金格差の是正……水道においては、同一の負担において、同一の給水サービスを受けられることが望ましいが、地域的条件の差異から、水道事業体間で家庭用10㎡当たり最低200円から最高3,000円までの大幅な料金格差が生じているため、広域化により、料金の平準化を図る必要がある。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(3) 水道の維持管理

水道の面的整備が一応の水準(普及率91.5%)に達した今日,安全な水道水の安定的供給に対する社会的要請が強くなってきているが,これに対応するため水道の維持管理を強化している。

施 策	内 容
水質検査体制	① 水道事業者は原則として自らその供給する水道用水の水質検査を行わなければならないが,地方公共団体の機関等に委託して行うこともできることとしている。 ② 中小規模の事業者等で種々の制約から独自に検査体制を整備することが困難な場合に共同で設置し,又は利用する水道水質検査センターに対し国庫補助を行っている。
水 質 管 理	① 水道水中のトリハロメタンその他の不純物等に関する水質目標値等を設定し,状況に応じた監視を指導している。 ② 湖沼の富栄養化に伴う異臭味水対策について指針を作成し,指導している。
漏水防止対策	水資源の有効利用の促進を図るため,「漏水防止対策指針」を策定し,有効率 ^(注) の目標値を90%として計画的な漏水防止対策を実施するよう指導している。
地 震 対 策	① 水道施設耐震工法の手引きを作成し,施設の耐震化を図るよう指導している。 ② 地域の実情に応じた地震防災の計画を策定するよう指導している。
渴 水 対 策	渴水対策のための体制整備,気象状況等により渴水が予測される場合の十分な事前対策,渴水時における保健衛生対策及び給水制限実施上の留意点等に関し,指導している。

(注) 有効率とは全給水量のうち有効に使われた水量の割合をいい,昭和55年度における上水道の有効率は83.6%である。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(4) 水源の確保

水道水需要は、今後とも増加すると見込まれるため、ダム等の建設を進めるとともに、新しい水源開発を進める必要がある。

施 策	内 容
ダム等の建設	利根川、荒川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川等の水系における水資源開発を推進する。
海水淡水化	離島等における海水淡水化技術の導入のための調査を実施する。
既存水利の転用	農地の宅地化等に伴う農業用水の余剰水等の活用を図る。
雑用水道の普及	水洗便所用水を中心として排水の再利用を図る。
節水意識の普及	水道週間等を通じて国民へのPR等を実施する。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(5) 廃棄物処理の概要

廃棄物の第一次的な処理責任は、一般廃棄物については市町村に、産業廃棄物については事業者にある。

廃棄物の種類とその処理責任

廃棄物の種類とその処理責任

	廃 棄 物	
	一般廃棄物(ごみ・し尿)	産業廃棄物(鉱さい等19種)
国	地方公共団体への技術的・財政的援助	
都道府県	市町村への技術的援助	市町村への技術的援助 産業廃棄物処理業者の許可 (産業廃棄物の広域的処理も可)
市町村	市町村区域内の処理 一般廃棄物処理業者等の許可	(一般廃棄物と併せて処理できる 産業廃棄物の処理も可)
事業者	自ら排出した廃棄物の処理(処理の委託も可)	

ごみ処理の推移

ごみ処理の推移

年 度		52		53		54		
全	計画処理区域内人口(千人)	113,904		115,073		116,173		
	1人1日当たり排出量(g)	793		809		824		
	人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量 (t/日)	90,285	(%) 100.0	93,110	(%) 100.0	95,746	(%) 100.0	
国 内	計画収集量	焼却	57,140	63.3	59,781	64.2	62,417	65.2
		埋立	23,726	26.3	24,260	26.1	24,047	25.1
		高速たい肥	227	0.3	195	0.2	199	0.2
		たい肥	22	0.0	19	0.0	66	0.1
		その他	1,288	1.4	1,559	1.7	2,271	2.4
	計	82,403	91.3	85,814	92.2	89,000	93.0	
自家処理量	7,882	8.7	7,296	7.8	6,746	7.0		
直接搬入量	23,490		25,225		26,158			

厚生省水道環境部調べ

し尿処理の推移

し尿処理の推移

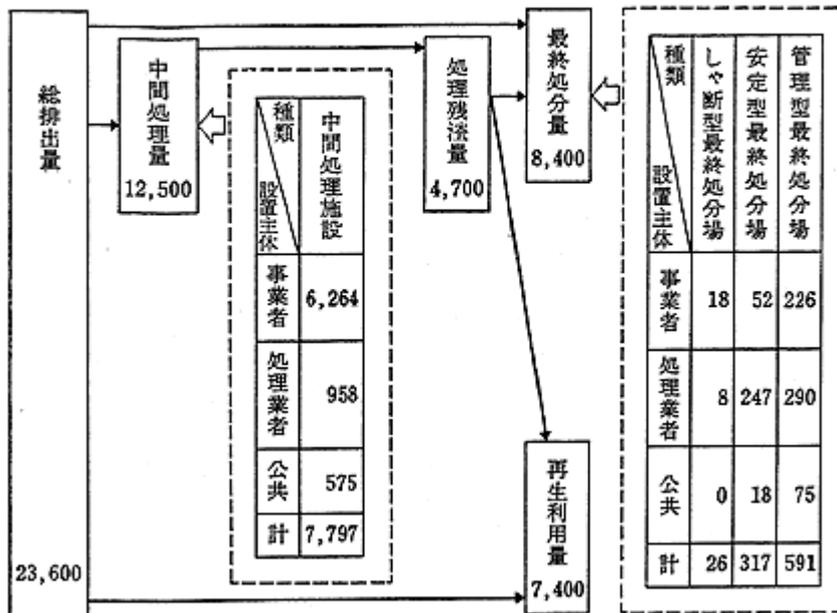
年 度		52		53		54		
全	計画処理区域内人口(千人)	113,904		115,140		116,274		
	水洗化人口	公共下水道(千人)	21,963		23,842		24,945	
		し尿浄化槽(千人)	21,206		23,622		25,239	
	計(千人)	43,169		47,464		50,184		
	非水洗化人口(千人)	70,735		67,676		66,090		
国 内	計画処理区域内のし尿総量	(kl/日)	110,196	(%) 100.0	115,553	(%) 100.0	117,107	(%) 100.0
		下水道マンホール等投入	6,802	6.2	6,458	5.6	6,350	5.4
		し尿処理施設	72,567	65.9	78,953	68.3	81,402	69.5
		農村還元等	2,865	2.6	3,060	2.6	3,089	2.6
		海洋投入	12,586	11.4	12,433	10.8	12,937	11.1
	計	94,821	86.1	100,904	87.3	103,778	88.6	
自家処理量	15,375	13.9	14,649	12.7	13,329	11.4		

厚生省水道環境部調べ

(注) し尿量は、年間の総量を365で割り、日量換算したものである。

産業廃棄物の処理状況(昭和50年度,万t/年)と産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和56年4月1日現在)

産業廃棄物の処理状況(昭和50年度, 万t/年)と産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和56年4月1日現在)



厚生省水道環境部調べ

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(6) 廃棄物の適正処理対策

(6) 廃棄物の適正処理対策

項 目	内 容
廃棄物の資源化・減量化・有効利用のための施策	分別収集、集団回収、焼却余熱利用等の方策を地域の実情に応じ適宜導入することにより、廃棄物の減量化、資源化及びエネルギー利用の促進を図る。
最終処分場の確保対策	年々増大する廃棄物に対し、各地域の実情等を踏まえて、必要となる最終処分場の確保に努める。
し尿浄化槽、生活雑排水対策	し尿浄化槽については、指定検査機関による検査制度を定着させること等により、その維持管理の徹底を図る。また、生活雑排水対策については、当面下水道の早急な整備が望めない地域にあっては、地域し尿処理施設の整備を積極的に推進する等の措置を講ずる。
蛍光灯、乾電池等の処理困難物対策	市町村において処理が困難となりつつある、蛍光灯、乾電池、廃家庭電化製品、プラスチックごみ等の廃棄物について、処理システムの在り方等を検討し、適切な対策を講ずる。
散在ごみ対策	環境衛生週間等の機会に、空き缶等散在ごみ対策のための普及啓発活動を行う。
し尿の海洋投入削減対策	現存する海洋投入処分量を早期に削減するよう緊急かつ計画的な施設整備を推進する。
環 境 対 策	廃棄物処理施設に係る環境対策として、廃棄物焼却炉についてのばいじん規制強化等に伴い必要となる対策を今後も推進する。
収集・運搬システムの改善対策	モデル地域におけるパイプラインによる真空輸送方式の導入、分別収集の普及等を行う。

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(7) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を引き続き行うため、廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、第5次廃棄物処理施設整備計画が策定された。

第5次廃棄物処理施設整備計画

[昭56,11,27,閣議決定]

1 事業の実施の目標

廃棄物の衛生処理を確保するため、廃棄物の資源化、減量化を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進する。

一般廃棄物処理施設	ごみ処理	昭和60年度末の計画処理区域における焼却可能ごみの91%（昭和55年度末85%）が処理できるよう焼却処理施設の整備を図るほか、粗大ごみ処理施設、余熱利用施設等廃棄物資源化施設、最終処分場等の整備を図る。
	し尿処理	昭和60年度末の計画処理区域におけるし尿及びし尿浄化槽汚での91%（昭和55年度末85%）がし尿処理施設等で処理できるようし尿処理施設の整備を図るほか、地域し尿処理施設等の整備を図る。
産業廃棄物処理施設		地方公共団体が生活環境の保全の見地から必要と認める処理施設及び最終処分場について逐次整備する。

2 事業の量

(1) 昭和56年度から昭和60年度までに実施すべき廃棄物処理施設の投資規模を次のとおり予定する。総額 1兆7,600億円

一般廃棄物処理施設 1兆5,530億円

産業廃棄物処理施設 1,170億円

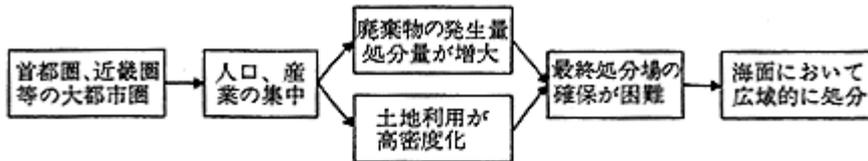
調整費 900億円

指標編

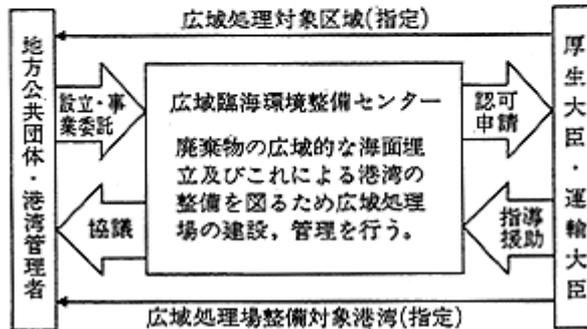
第1部 厚生行政の現在の姿
III 保健医療及び生活環境
5 生活環境
(8) 廃棄物の広域処分

大都市圏における最終処分場の確保難に対処するため、地方公共団体が共同で建設し、利用する最終処分場を海面に求める計画(フェニックス計画)が進められている。

(1) 広域最終処分場計画の背景



(2) 広域臨海環境整備センター法の概要



(1) 広域最終処分場計画の背景

(2) 広域臨海環境整備センター法の概要

指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(9) 環境衛生行政の概要

環境衛生行政は、人を取り巻く生活環境の衛生水準を向上させることにより、人の健康を確保し、更には快適な生活環境を創り出すための施策を行うものである。

このため、多種多様な食品や添加物による食生活の安全を確保するため、規格基準の設定、監視指導、輸入食品の検査等を行うとともに、化学物質を用いた家庭用品の安全性の確保を図るために必要な規制を行う等の施策を推進している。

また、理容業、美容業、旅館業等の環境衛生関係営業について衛生水準の向上と経営の近代化を図るための指導育成を行っているほか、建築物の衛生確保、食肉の安全を確保するためのと畜検査、狂犬病の予防対策等も行っている。

食中毒の発生状況

食中毒の発生状況

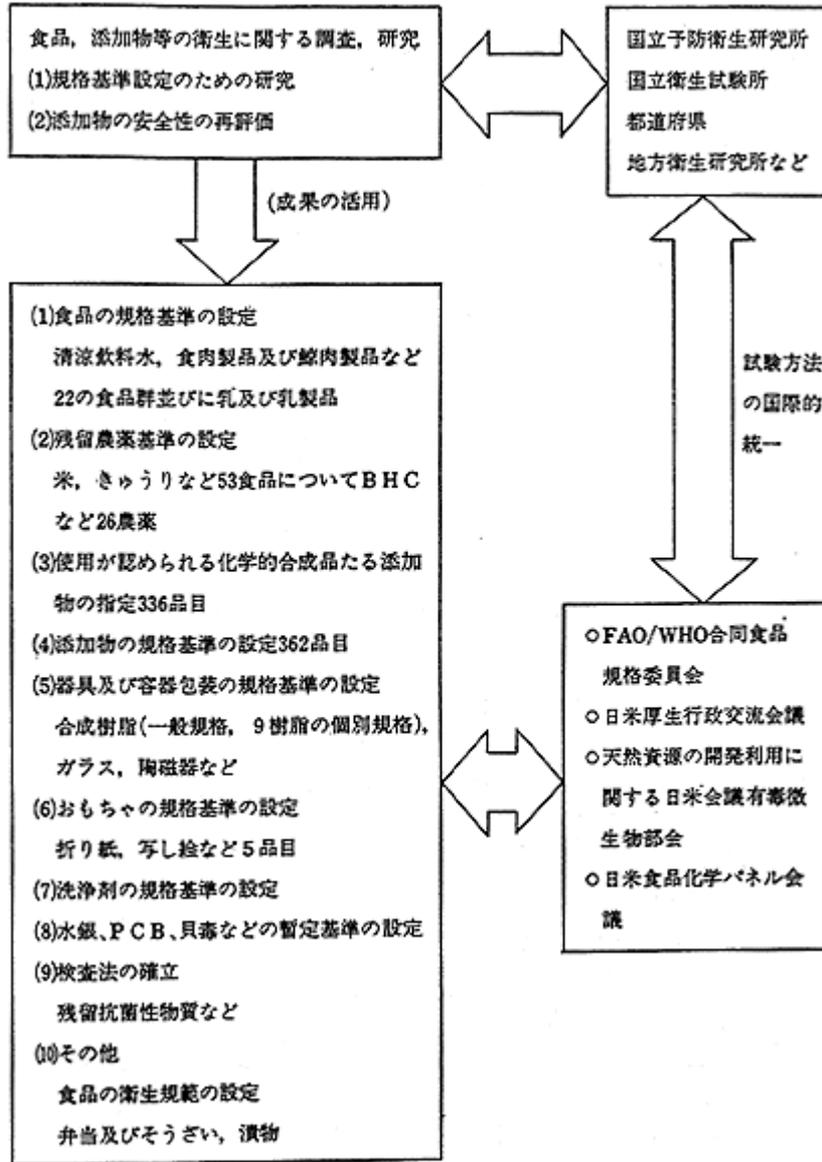
年次	事件数	患者数	死者数	1事件当りの患者数	10万対り患者率
52 (1977)	1,276	33,188	30	26.0	29.1
53 (1978)	1,271	30,547	40	24.0	26.5
54 (1979)	1,168	30,161	22	25.8	26.0
55 (1980)	1,001	32,737	23	32.7	28.0
56 (1981)	1,108	30,027	13	27.1	25.5

資料：厚生省統計情報部「食中毒統計」

食中毒の病因物質としては、細菌(767件,69.2%)が最も多く、その内訳は腸炎ビブリオ(322件,29.1%),ぶどう球菌(243件,21.9%)等となっている。次いでふぐなどの自然毒(86件,7.8%)である。病因食品としては、魚介類(270件,24.4%),穀類及びその加工品(112件,10.1%),複合調理食品(88件,7.9%)の順となっている。また、原因施設は、飲食店(333件,30.1%),家庭(228件,20.6%),旅館(134件,12.1%)の順となっている。

食品等の安全確保

食品等の安全確保



指標編

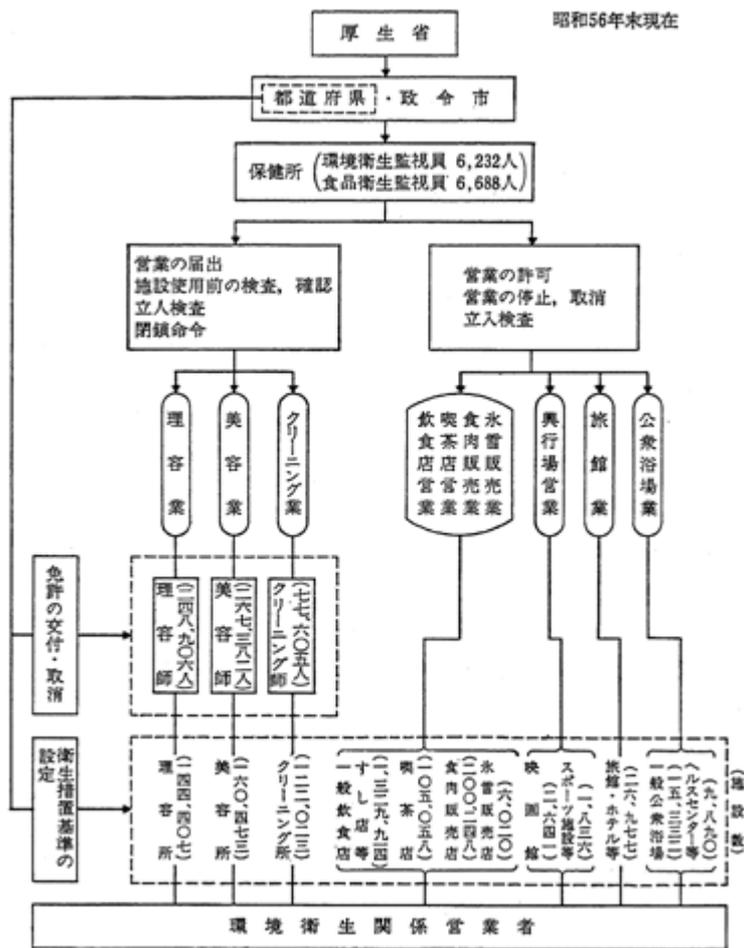
第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(11) 環境衛生関係営業

旅館業、理・美容業、飲食店営業等の環境衛生関係営業における衛生水準を確保するため、各個別法令により衛生確保のための措置基準等を定めるとともに、営業の許可、届出、立入検査等を行っており、特に、理・美容業、クリーニング営業については、その業務の性格上一定の公衆衛生に関する知識、技能を有する者によって適正なサービスの提供が行われるよう従業者について免許資格制度を設けている。



指標編

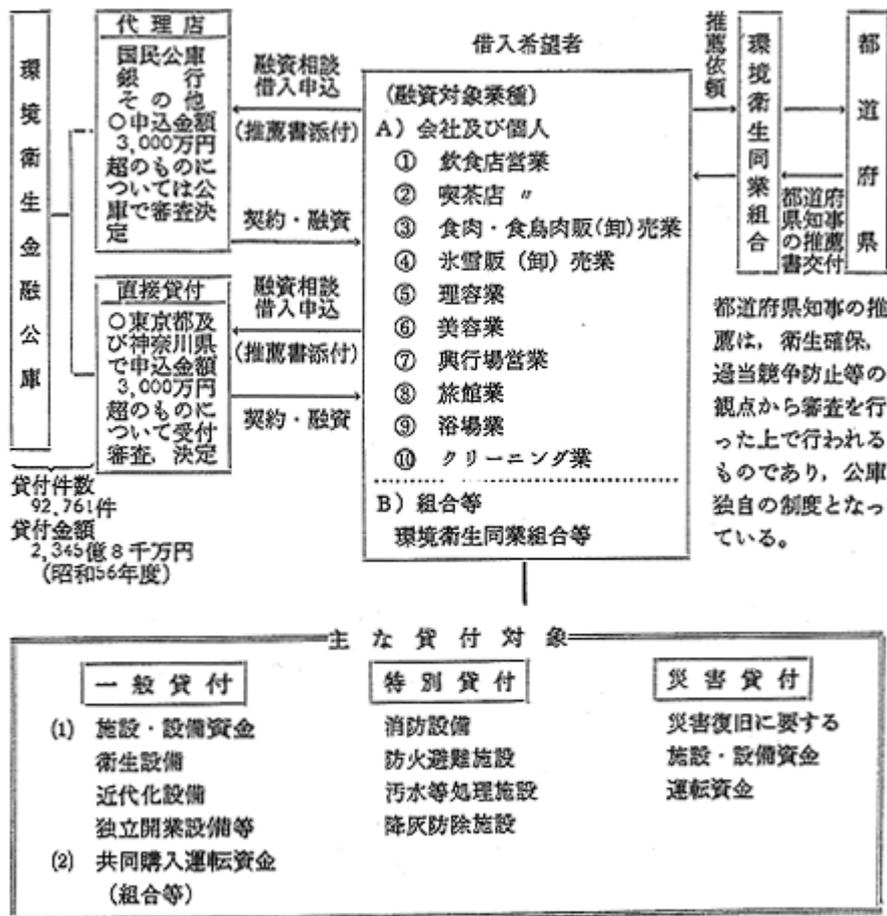
第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(12) 環境衛生金融公庫

環境衛生金融公庫は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある飲食店等の環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するための資金について融資するために昭和42年8月に設立されたものであり、これまでの貸付総額は2兆772億円(昭和56年度末現在累計)に至っている。



指標編

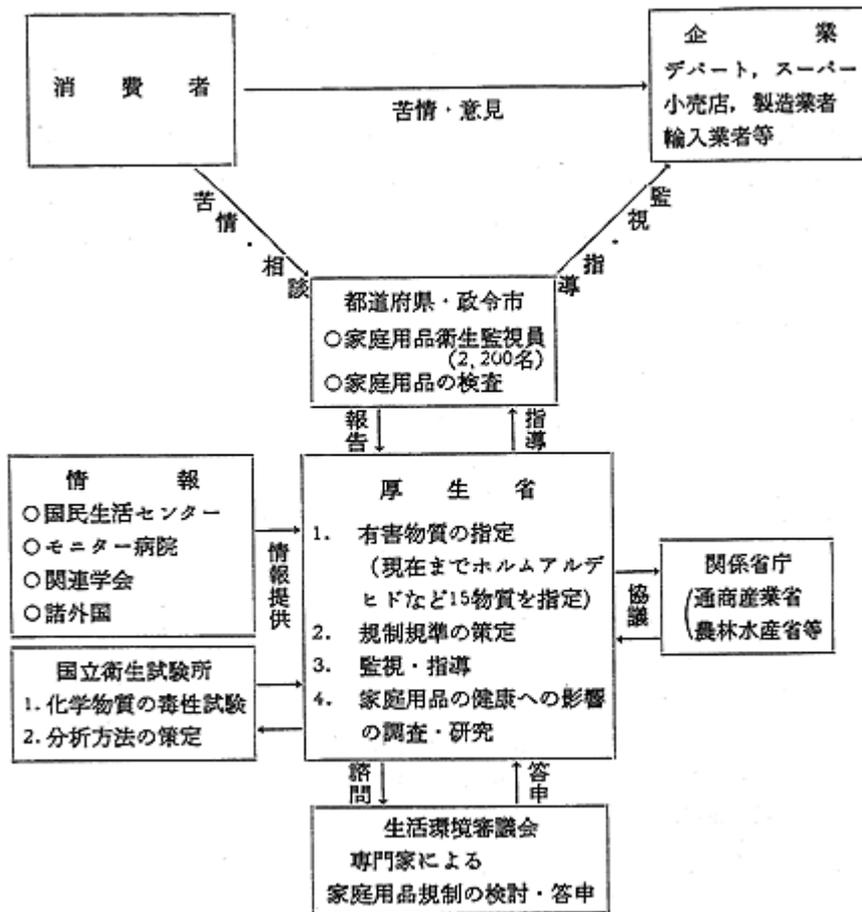
第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(13) 家庭用品の安全確保

上着,下着,くつ下等の繊維製品,洗剤,エアゾール製品などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき,有害物質を指定し,さらに有害物質を含有する家庭用品についてその含有量等の規制基準を設定し,家庭用品の安全性の確保を図っている。



指標編

第1部 厚生行政の現在の姿

III 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(14) 建築物における環境衛生の確保

建築物の衛生面における維持管理対策は、昭和45年5月に制定された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

